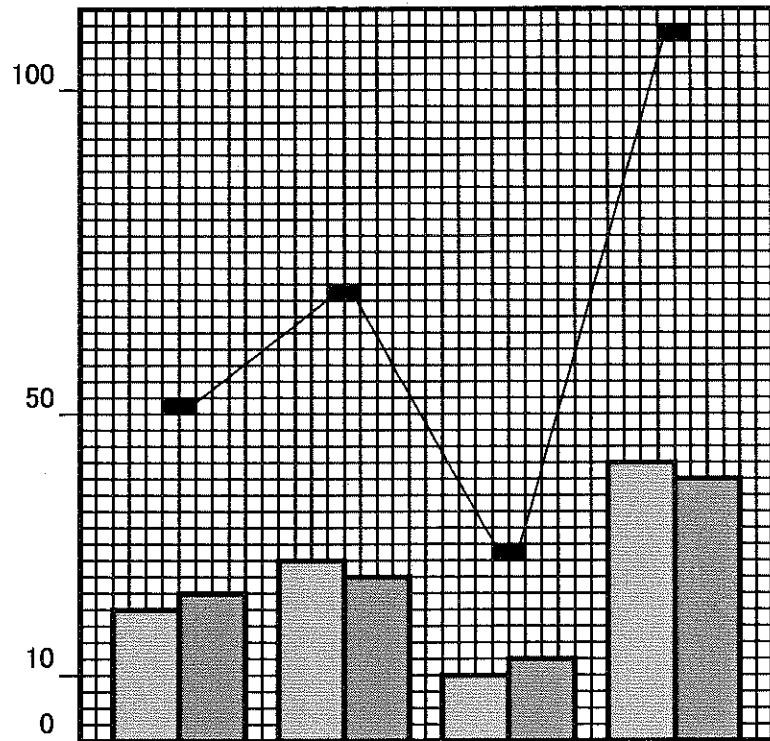


平成20年度

大阪府労働関係調査報告書



平成21年3月
大阪府

はじめに

本調査は、府内の民間事業所で働く労働者の労働時間、休日休暇制度など労働条件、雇用・就業の実態を把握し、大阪府の施策の基礎資料とするだけでなく、労働者、使用者それぞれの立場から、今後の労働条件のあり方等を考える上での参考にさせていただくことを目的に、毎年定期的実施しています。

今回の調査は、平成20年7月末時点を基準に実施しており、秋以降の急激な景気悪化の影響は反映されていませんが、長期的な課題である、労働力人口の減少が見込まれる中での、非正規労働者を含むすべての労働者の意欲と能力を引き出す人事労務システムの導入や、働きに見合った待遇の改善、女性労働者が結婚、出産しても安心して働き続けることができ、子育て世代の労働者が子育てと仕事が両立できる雇用環境の整備などに着目しています。

このため、育児休業の取得率、育児のための援助制度、短時間正社員制度の導入の状況などについての調査を加えました。

雇用・労働情勢は厳しさを増しているところですが、皆様には、労使関係の安定や労働条件の向上、さらには、多様な人材が意欲と能力が発揮できる企業づくり等のための資料として、本報告書をご活用いただければ幸いです。

平成21年3月

大阪府総合労働事務所
所長 高田和典

目 次

I	調査概要	1
1	調査内容	2
	平成20年度調査票	4
2	用語説明	10
II	調査結果の概要	12
1	就業形態	13
	(1) 就業形態別雇用状況	13
	(2) 労働者数の増減	15
	(3) 正社員への登用	16
2	労働時間	17
	(1) 1日の所定内労働時間	17
	(2) 週所定内労働時間	20
	(3) 年間所定内労働時間	23
	(4) 年間超過実労働時間	26
	(5) 年間総実労働時間	28
	(6) 変形労働時間	30
	(7) 労働時間等の課題について労使が話合う機会の有無	31
	(8) 短時間勤務を選択できる事業所の割合と適用対象（短時間正社員制度）	32
3	休日休暇制度	33
	(1) 週休制	33
	(2) 年間休日日数	35
	(3) 年次有給休暇	36
4	育児休業制度	38
	(1) 育児休業制度の規定について	38
	(2) 育児休業の利用状況	39
	(3) 育児休業以外の育児のための援助制度	40
III	統計表	41
1	就業形態別労働者	42
	(1) 就業形態別労働者数	42
	(2) 就業形態別労働者数の最近3年間の増減傾向	43
	(3) 正社員への登用	45

2	労働時間	46
(1)	就業形態別の1日の所定内労働時間	46
(2)	就業形態別の週所定内労働時間	50
(3)	就業形態別の年間所定内労働時間	57
(4)	男女別年間超過実労働時間	64
(5)	就業形態別年間超過実労働時間	67
(6)	就業形態別年間総実労働時間	70
(7)	変形労働時間制	72
(8)	労働時間等の課題について労使が話合う機会の有無	73
(9)	短時間勤務を選択できる事業所の割合と適用対象	74
3	休日休暇制度	75
(1)	就業形態別の週体制	75
(2)	就業形態別の年間休日日数	77
(3)	就業形態別の年次有給休暇の付与・取得状況	78
4	育児休業制度	79
(1)	育児休業制度の規定の有無、育児休業の利用可能期間	79
(2)	出産した女性労働者及び配偶者が出産した男性労働者、うち育児休業を開始した者の数	80
(3)	育児のための援助制度（育児休業以外）	81
IV	参考資料	82
1	春季賃上げ調査	83
(1)	春季賃上げ妥結状況の年次推移	83
(2)	春季賃上げ調査産業別妥結状況（単純平均）	84
(3)	春季賃上げ調査産業別妥結状況（加重平均）	85
2	消費者物価指数	86
3	大阪府の最低賃金	87
4	平成20年所定内給与額及び年間賞与等	88

I 調査概要

I 調査概要

1. 調査内容

(1) 調査目的

この調査は、大阪府内における事業所の労働条件等の実態を把握し、労務管理改善等の基礎資料として提供するほか、労働関係諸機関の参考資料とするため、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく届出統計調査として実施した。

(2) 調査時期

平成20年7月31日を基準日として、就業形態、労働時間、休日休暇制度等を調査した。

(3) 調査対象

調査対象（母集団）は、大阪府内に所在する民間事業所で、次に該当するものである。

- ①規模 企業全体の常用労働者が30人以上の事業所
- ②産業 日本標準産業分類のうち、E建設業、F製造業、H情報通信業、I運輸業、J卸売・小売業、K金融・保険業、L不動産業、M飲食店、宿泊業、N医療、福祉、O教育、学習支援業、P複合サービス事業、Qサービス業（他に分類されないもの）の12産業

(4) 調査項目

調査項目は次のとおりである。

- | | |
|----------------------------|---|
| 1 企業全体の常用労働者規模 | 15 就業形態別年間休日日数 |
| 2 労働組合の有無 | 16 就業形態別年次有給休暇付与・取得日数 |
| 3 就業形態別雇用状況 | 17 育児休業制度の規定の有無 |
| 4 男女別・就業形態別労働者数 | 18 育児休業制度を利用できる子の年齢 |
| 5 労働者の過去3年間の増減傾向 | 19 出産のあった労働者数、育児休業を取得した男女別人数（男性の場合は配偶者が出産した者） |
| 6 正社員への登用制度の有無 | 20 育児のための援助制度の種類 |
| 7 就業形態別所定内労働時間 | |
| 8 変形労働時間制導入の有無 | |
| 9 変形労働時間制の正社員以外への導入 | |
| 10 労働時間等の課題について労使が話合う機会の有無 | |
| 11 短時間勤務制度の有無 | |
| 12 短時間勤務制度の適用対象 | |
| 13 所定外労働時間数 | |
| 14 就業形態別週休制 | |

(5) 調査方法

郵送による通信調査で、記入は自計申告方式である。

(6) 抽出方法

「平成18年事業所・企業統計調査 事業所名簿」から、産業、規模区分に基づき、常用労働者が30人以上の企業に属する事業所を無作為に抽出した。

(7) 集計方法

集計は、民間電子計算業者に委託した。

(8) 集計事業所数、労働者数

集計事業所数及び労働者数は、次表のとおりである。

集計事業所数、労働者数

区 分	集計事業所数	集 計 労 働 者 数		
		合 計	男 性	女 性
	件	人	人	人
平成18年	1,809	188,332	114,249	74,083
平成19年	1,832	210,252	126,399	83,853
平成20年	2,249	261,519	155,878	105,641

(9) 調査結果利用上の注意

- (ア) 本文中の各表の構成比率は、小数点第2位もしくは第3位を四捨五入して算出しているため、合計は必ずしも100.0%にならない。その他の数値についても、すべて四捨五入した数値を掲載している。
- (イ) 「-」は該当する数値がないものである。
- (ウ) 巻末の統計表の〔 〕は、「労組あり」の事業所を集計したものである。
- (エ) 本文中各表の「労組あり」の数値は、「労組あり」と回答いただいた事業所のすべての労働者（正社員、非正社員のいずれで構成されているかを問わない）を集計したものである。
- (オ) 集計事業所数について、個々の質問に回答をいただいた事業所の集計数であるため、質問項目によって、異なることがある。
- (カ) 本調査の対象は、無作為に抽出した事業所の回答であるため、比較対象は一定していない。

整理番号



平成20年度大阪府労働関係調査票

この調査は、統計法第8条に基づき総務大臣に届出を行っている届出統計調査です。
この調査票で記入された事項については、統計以外の目的に使用したり、内容を他に漏らしたりすることは絶対ありませんので、ありのまま記入して下さい。

調査についてのお問い合わせ先

大阪府におきましては、府内の民間事業所における就業形態別の労働時間、休日休暇、その他の労働条件等の実態を把握するため、6,000事業所を対象に「労働関係調査」を実施しています。
無作為抽出の結果、貴事業所を今年度の調査対象とさせていただきます。ご多忙のところ、誠に恐縮ですが、この調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

平成20年9月
事業主各位

大阪府知事 橋下 徹

- 【記入にあたってのお願い】(必ずお読みください)
- 1 会社全体ではなく、この調査票の送付先である貴事業所のみの状況について記入して下さい。
貴事業所のみで判断できない項目や把握できない項目については、誠にお手数ですが、本社等にご確認の上、回答して下さい。
なお、事業所の廃止・移転等により、回答することができない場合は、このページ上部の余白にその旨を「朱書き」で記入して、返送して下さい。その場合、回答欄は無記入のままです。
 - 2 各調査項目について、平成20年7月31日現在の状況を記入して下さい。ただし、Ⅳ-1-(1)、Ⅴ-1-(2)、Ⅴ-2-(1)の項目については、昨年(平成19年)1年間の実績を記入して下さい。
 - 3 各調査項目に対する回答は太枠の中のみです。該当する数字・項目に○を付けるか、文字・数字を記入して下さい。
 - 4 ご記入いただきましたら10月10日(金)までに同封の返信用封筒(切手不要)に入れて投函して下さい。
 - 5 この調査に関しましてご不明な点等がありましたら、調査票末尾の連絡先までお問合せ下さい。
 - 6 この調査に関する調査結果を平成21年2月に大阪府総合労働事務所のホームページ(アドレスは12ページ)に掲載予定です。また、調査結果の概要についてメール送付を希望される事業所は、下欄のメールアドレス欄にご記入願います。(送付予定 平成21年2月)

事業所名	氏名
執録名	電話
	F A X
	メール アドレス
調査結果について、メールで送付を希望される方のみ	

I 事業所の現況

1 会社全体の規模等についてお答えをお願いします。

(1) 会社全体の常用労働者は何人ですか。(貴事業所を含む)

1	30~49人	5	300~499人
2	50~99人	6	500~999人
3	100~199人	7	1000人以上
4	200~299人		

常用労働者とは、次のうちいずれかに該当する労働者をいいます。

- ① 期間を定めず雇用している労働者。
- ② 1か月を超えたる期間を定めて雇用している労働者。
- ③ 日々又は1か月以内の期間を定めて雇用している労働者のうち、前2か月にそれぞれ、18日以上雇用した労働者。

※労働者とは、労働基準法第9条に該当する者。法人、団体の代表者又は常務取締役等の重役でも、業務執行権や代表権をもたず、工場長、部長などの役職にあつて、一般労働者と同じ給与報酬によって給付を受けている場合には、労働者とする。また、家族労働者でも、他の労働者とほぼ同様に勤務し、同じように給与を受けている場合には、労働者とする。

2 労働組合についてお答えをお願いします。

(1) 貴事業所に労働組合はありますか。

1	ある	2	ない
---	----	---	----

II 就業形態

1 貴事業所の就業形態別労働者数をお答えをお願いします。※以下の質問には、貴事業所で働いている者について、ご回答下さい。

就業形態別労働者

- 正社員：雇用している労働者のうち、特に雇用期間を定めていない者。(他企業への出向者は除く)
- 非正社員：正社員以外の労働者。
- ・パートタイム労働者：正社員より1日の所定内労働時間が短いか、1週の所定内労働日数が少ない者。
 - ・嘱託社員：定年退職者等を一定期間雇用する目的で契約し雇用する者。
 - ・契約社員：特定職種に従事し専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者。
 - ・出向社員：他企業から出向契約に基づき出向している者。出向元に籍を置いているか否かは問いません。
 - ・派遣労働者：「労働者派遣法(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件整備に関する法律)」に基づく派遣元事業所から派遣された者。
 - ・その他：上記以外の労働者。(臨時・日雇労働者等)

(1) 貴事業所の就業形態別の労働者数は何人ですか。いない場合は「0」を記入して下さい。
また、最近3年間のその増減傾向はどうですか。

(注) 平成20年7月31日時点では雇用する労働者はいないが、過去3年間に雇用した期間があった場合は、労働者数欄に「0」を記入し、増減傾向欄の 3 減少 に○をして下さい。

※ 就業形態の内容については、1頁参照

	労働者数		最近3年間の増減傾向		
	1	2	3	4	5
正社員	男性		1 増加	2 横ばい	3 減少
	女性		1 増加	2 横ばい	3 減少
パートタイム労働者	男性		1 増加	2 横ばい	3 減少
	女性		1 増加	2 横ばい	3 減少
嘱託社員	男性		1 増加	2 横ばい	3 減少
	女性		1 増加	2 横ばい	3 減少
契約社員	男性		1 増加	2 横ばい	3 減少
	女性		1 増加	2 横ばい	3 減少
出向社員 (出向してきている者)	男性		1 増加	2 横ばい	3 減少
	女性		1 増加	2 横ばい	3 減少
派遣労働者	男性		1 増加	2 横ばい	3 減少
	女性		1 増加	2 横ばい	3 減少
その他	男性		1 増加	2 横ばい	3 減少
	女性		1 増加	2 横ばい	3 減少
合計	男性		1 増加	2 横ばい	3 減少
	女性		1 増加	2 横ばい	3 減少

2 正社員への登用についておたずねします。

(1)非正社員から正社員への登用制度はありますか。

1	ある
2	ない

該当する非正社員に○をして下さい。

1	パートタイム労働者
2	契約社員
3	その他()

Ⅲ 労働時間

1 貴事業所の就業形態別の所定内労働時間についておたずねします。

所定内労働時間とは、就業規則、労働協約等であらかじめ定められた労働時間のことで、休憩時間や時間外労働時間は含まれません。
労働者の職種等により所定内労働時間が異なる場合は、適用される労働者が最も多いものを記入して下さい。

(1)所定内労働時間は定められていますか。就業形態別に記入して下さい。

※ 就業形態の内容については、1頁参照

	1日の所定内労働時間	1週の所定内労働時間
正社員	時間 分	時間 分
パートタイム労働者	時間 分	時間 分
嘱託社員	時間 分	時間 分
契約社員	時間 分	時間 分
出向社員	時間 分	時間 分
派遣労働者	時間 分	時間 分
その他	時間 分	時間 分

契約社員(即日勤務等)の労働者が最も多い場合は、1日の平均時間を記入して下さい。

契約社員(即日勤務等)の労働者が最も多い場合は、1日の平均時間を記入して下さい。

2 貴事業所の変形労働時間等についておたずねします。

(1) 貴事業所では、変形労働時間制を導入していますか。

1 いる 2 いない

設問(2)へ

(2) 変形労働時間制は正社員以外にも導入していますか。

1 いる 2 いない

該当する非正社員に○をして下さい

- 1 パートタイム労働者
- 2 契約社員
- 3 出向社員
- 4 派遣労働者
- 5 その他()

変形労働時間制の種類

- 1 か月単位の変形労働時間制 : 1か月以内の一定の期間を平均し、1週間の労働時間が40時間(特例措置対象事業場は44時間)以下の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働させることができる制度
- 1 年単位の変形労働時間制 : 1年単位の変形労働時間制とは、労使協定を締結することにより、1年以内の一定の期間を平均し1週間の労働時間が40時間以下(特例措置対象事業場も同じ)の範囲内において、1日及び1週間の法定労働時間を越えて労働させることができる制度
- 1 週間単位の非定型的労働時間制 : 事業所規模が30人未満の小売業、旅館、料理、飲食店の事業において、労使協定により、1週間単位で毎日の労働時間を弾力的に定めることができる制度
- フレックスタイム制 : 1か月以内の一定期間の総労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で各日の始業及び終業の時刻を選択して働く制度
- 裁量労働制 : 研究開発などの業務、あるいは事業の運営に関する事項についての企画、立案などの業務について、その性質上、業務の遂行の方法や時間の配分などに関し、使用者が具体的な指示をしないことを労使協定や労使委員会の決議で定めた場合、当該協定や決議で定められた時間労働をしたものとみなす制度

3 労働時間等の課題についておたずねします。

(1) 貴事業所では、労働時間等をめぐる様々な問題について、「労働時間の設定の改善に関する特別措置法」に定める「労働時間等設定改善委員会」をはじめ、労使間が話し合う機会がありますか。

1 ある

2 今後、設ける予定である

3 ない

4 短時間勤務についておたずねします。

(1) 貴事業所では、短時間勤務を選択できる制度(短時間正社員制度;注)はありますか。

(注)短時間正社員制度とは、フルタイム正社員より1週間の所定労働時間が短い正社員をいひ、フルタイム正社員が短時間・短日勤務を一定期間行なう場合や、正社員の所定内労働時間を恒常的に短くする場合があります。

1 ある 設問(2)へ

2 今後、導入する予定である

3 ない

(2) どのような場合に利用できますか。(重複回答:可)

1 育児

2 介護

3 自己啓発

4 地域活動(ボランティア等)

5 退職の準備

6 その他()

IV 所定外労働時間(超過実労働時間)

1 平成19年の所定外労働時間についておたずねします。
 (1)賞金台帳から下記の要領に従って無作為に抽出した貴事業所の正社員、パートタイム労働者、契約社員の個人毎の所定外労働時間を記入して下さい。
 なお、正社員等から法人の役員、3か月以上の長期病欠者、休職者、無給の家族従業員は除いて下さい。

※就業形態の内容については、1頁参照

常用労働者数	抽出する人数
60人未満	<p>6人</p> <p>抽出方法:賞金台帳の上1~5番目をクジにより1名を抽出し、そこを起点として等間隔で、6人選んで下さい。</p> <p>注)パートタイム労働者を雇用しているときは、6人のうち2人を記載して下さい。</p> <p>注)契約社員を雇用しているときは、6人のうち2人を記載して下さい。</p>
60人以上300人未満	<p>常用労働者の1/10(6人~29人)</p> <p>抽出方法:賞金台帳の上1~10番目からクジにより1名を抽出し、そこを起点として等間隔で10人選んで下さい。</p> <p>注)パートタイム労働者を雇用しているときは、パートタイム労働者が全抽出人数の約1/3になるようにして下さい。(例:全体で14人抽出する場合、そのうちパートタイム労働者が5人含まれるように抽出する。)</p> <p>注)契約社員を雇用しているときは、パートタイム労働者と同様に全抽出人数の約1/3になるようにして下さい。</p>
300人以上	<p>30人</p> <p>抽出方法:賞金台帳の上1~30番目からクジにより1名を抽出し、そこを起点として等間隔で30人選んで下さい。</p> <p>注)パートタイム労働者を雇用しているときは、30人のうち10人を記載して下さい。</p> <p>注)契約社員を雇用しているときは、30人のうち10人を記載して下さい。</p>

(抽出例) 常用労働者60人の場合 抽出する人数6人
 賞金台帳上から1~60番の順番号を付ける。
 1~10番からクジで1名抽出する。 抽出番号 3, 13, 23, 33, 43, 53番目

(注) パートタイム労働者、契約社員の人数が上記の「抽出する人数」に満たない場合は、全てのパートタイム労働者、契約社員を記載し、抽出人数に達するまで、正社員を記載して下さい。

- 労働者の就業形態: 該当する就業形態の欄に○をして下さい。
- 所定外労働時間数: 平成19年の年間超過実労働時間を記入して下さい。
 合計時間数については、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てして下さい。
 期間については、貴事業所の状況に合わせて、例えば平成19年4月1日~平成20年3月31日などに置き換えていただいても結構です。

	性別		労働者の就業形態別	所定外労働時間数 (年間)
	男	女		
01			正社員	
02			パートタイム労働者	
03			契約社員	
04				
05				
06				
07				
08				
09				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				

本枠の中のみ記入して下さい。

V 休日休暇

1 週休制の形態についておたずねします。

(1) 貴事業所の就業形態別、週休制の実施形態について、該当する箇所に○をして下さい。

労働者の職種、就業形態等により異なる場合は、適用される労働者が最も多いものを記入して下さい。
 変形労働時間制や年間カレンダーによる休日指定等により、週ごとの休日数が異なる場合は、一定期間の休日数を平均して週休制に換算して下さい。
 「週休2日制」とは、1週間のうち2日間の休日があることをいい、その休日が土・日曜日にとどまりません。

※就業形態の内容については、1頁参照

	正社員	パートタイム労働者	契約社員
週休1日制 1週間に週休日が1日ある制度 (例:日曜日が休日など)			
週休1日半制 1週間に週休日が1日あるほか1日に通常の労働時間の半日分程度にしている制度 (例、日曜日が休日、土曜日が半日休)			
完全週休2日制 毎週週休日が2日ある制度			
月3回週休2日制 月のうち3週について週休2日制を行なっているもの、その他の週は週休1日制又は週休1日半制			
隔週週休2日制 1週間おきに週休2日制を行なっているもの、その他の週は週休1日制又は週休半日制			
月2回週休2日制 月に2週だけ週休2日制を行なっているもの、その他の週は週休1日制又は週休1日半制			
月1回週休2日制 月のうち1週だけ週休2日制を行なっているもの、その他の週は週休1日制又は週休1日半制			
その他の週休2日制 週休日が月1回以上週休2日制、3勤1休、4勤1休等実質的に「完全週休2日制」より休日数が少ないもの			
週休2日制を超える週休制 実質的に完全週休2日制より休日数が多いもの (例、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休など)			
週休制を実施していない			

(2) 貴事業所の就業形態別の平成19年の年間総休日日数を記入して下さい。(年次有給休暇を除く。)

(注) 年間総休日日数=土曜・日曜等の「週休日」の日数+国民の祝日、年末年始の休日、ゴールデンウィーク、夏期特別休暇、会社の創立記念日等の日数。

貴事業所の状況に合わせて、
 例えば、平成19年4月1日～20年3月31日などの1年間に置き換えていただきたいも結構です。

	正社員	パートタイム労働者 (休日又は出勤を 要しない日)	契約社員
平成19年の年間総休日日数	日	日	日

2 年次有給休暇についておたずねします。

(1) 貴事業所の就業形態別の平成19年の年次有給休暇の付与日数、取得日数を記入して下さい。

貴事業所の状況に合わせて、
 例えば、平成19年4月1日～平成20年3月31日などの1年間に置き換えていただきたいも結構です。

8



※就業形態の内容については、1頁参照

	正社員	パートタイム労働者	契約社員
平成19年に年次有給休暇を 付与した総人数	人	人	人
平成19年に付与した 年次有給休暇日数の総計 (前年からの繰越分は含まない)	日	日	日
平成19年に取得(消化)した 年次有給休暇日数の総計 (繰越分含む)	日	日	日

※調査対象期間中に退職した者を含む。

年次有給休暇:労働基準法39条

雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全所定労働日の8割以上勤務した労働者
 に対して最低10日を与えらる。パートタイム労働者等についても同様。
 なお、日数については、勤務年数と労働日数によって最高20日までの範囲で与えられる。

Ⅶ 育児休業制度について

育児休業制度とは、「育児・介護休業法」に規定する、子を育てるために一定期間休業する制度をいい、産前産後休業、育児時間、年次有給休暇等を取得する場合は除きます。

1 育児休業制度についておたずねします。

(1) 育児休業制度について、就業規則等に規定がありますか。

1 ある 2 ない

設問(2)へ

(2) 子が何歳になるまで育児休業制度を利用できますか。

- 1 法定期間(原則満1歳まで、雇用の継続のために特に必要と認められる場合は、1歳6か月まで。)
- 2 満2歳まで
- 3 満3歳まで
- 4 それ以上

(注) 1歳6か月に達するまで育児休業が認められる場合【育児・介護休業法第5条第3項関係】

- ① 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合。
- ② 子の養育を行っている配偶者であって、1歳以降子を養育する予定であったものが、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合。

(3) 規定の「ある」、「ない」に関わらず、育児休業の利用状況についておたずねします。
貴事業所で子どもを出産した労働者及び育児休業を取得した人数を記入して下さい。

平成19年4月1日～平成20年3月31日までの間に、子どもを出産した女性労働者の人数、及び配偶者が子どもを出産した男性労働者の人数

女性	人	男性	人
女性	人	男性	人

このうち、平成20年7月31日までの間に、育児休業を開始した労働者の人数(開始予定の申出をしていない者を含む)

(4) 育児休業以外の「育児のための援助制度」についておたずねします。

働きながら育児を行う労働者に対して、育児休業以外に援助制度がある場合、該当する制度について、すべて○を付けて下さい。

- 1 短時間勤務制度
- 2 フレックスタイム制度
- 3 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
- 4 所定外労働をさせない制度
- 5 託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与
- 6 子どもの看護休暇制度(注)
- 7 育児又は育児休業中に必要な経費の援助制度
- 8 在宅勤務制度
- 9 育児休業からの復職支援(会社や仕事に関する情報提供、復職にあたっての相談等)
- 10 その他
(具体的に:)

(注) 子どもの看護休暇制度については、法定休日(小学校就業前の子につき、1年度に
おいて5日を限度)を超える制度がある場合のみお答えください。

2 用語説明

(1) 企業規模

本社、支店、工場、出張所等企業全体の常用労働者数の合計によって区分している。

(2) 常用労働者

次のうちいずれかに該当する労働者をいう。

- ① 期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇用している労働者
- ② 日々又は1か月以内の期間を限って雇用している労働者のうち、前2か月にそれぞれ18日以上雇用した労働者

※ 重役・理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者や、事業主の家族でその事業所で働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者も労働者に含む。

(3) 就業形態別労働者

正社員 : 雇用している労働者のうち、特に雇用期間を定めていない者。(他企業への出向者は除く。)

非正社員

パートタイム労働者 : 正社員より1日の所定内労働時間が短いか、1週の所定内労働日数が少ない者。

嘱託社員 : 定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し雇用する者。

契約社員 : 特定職種に従事し専門的能力の発揮を目的として雇用期間を定めて契約する者。

出向社員 : 他企業から出向契約に基づき出向してきている者。出向元に籍を置いているか否かは問わない。

派遣労働者 : 「労働者派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件整備に関する法律」）に基づく派遣元事業所から派遣された者。

その他 : 上記以外の労働者。(臨時・日雇い労働者等)

なお、労働者数の過去3年間の増減については、期間を調査基準日(平成20年7月31日)から3年以前とした。

(4) 労働時間

1日の所定内労働時間、週所定内労働時間は、就業規則等であらかじめ定められている労働時間(超過、休日労働、休憩時間を除く。)で、曜日、週によって労働時間が異なる場合は平均値とした。また、年間所定内労働時間は、就業規則等であらかじめ定められている場合はその時間を、定められていない場合は、次の算定式により算出している。

年間所定内労働時間 = 1日の所定内労働時間 × (365日 - 年間休日日数)

なお、労働者の職種等により所定内労働時間が異なる場合は、適用される労働者が最も多い人数層をもって算出している。

(5) 年間超過実労働時間

調査対象事業所の全常用労働者から無作為に抽出された労働者の年間超過実労働時間を集計している。

(6) 年間総実労働時間

年間所定内労働時間数と年間超過実労働時間数との合計で年間総実労働時間を算出している。

(7) 変形労働時間制

1か月単位の変形労働時間制、1年単位の変形労働時間制、1週間単位の非定型的労働時間制、フレックスタイム制、裁量労働制をいう。

(8) 週休制

事業所において採用されている週休制の実施形態で、部門、職種等により異なる週休制を採用している場合は、当該事業所で最も適用労働者の多い形態としている。

(9) 年間総休日日数

土曜・日曜等の「週休日」の日数、国民の祝日、年末年始の休日、夏期特別休暇、会社の創立記念日等「週休日以外の休日」の日数で算出している。

なお、就労形態別の年間総休日日数で、部門、職種等により異なる休日日数を採用している場合は、当該事業所で最も適用労働者の多い休日日数としている。

(10) 年次有給休暇取得率

年次有給休暇の平均取得率は

年間平均取得率 = 年間平均取得(消化)日数 ÷ 年間平均付与日数 で算出している。

Ⅱ 調査結果の概要

Ⅱ 調査結果の概要

1 就業形態

(1) 就業形態別雇用状況

就業形態別雇用状況を見ると、「正社員」が64.0%に対し、「非正社員」が36.0%となっている。非正社員の内訳では「パートタイム労働者」が17.4%と最も高く、次いで「派遣労働者」6.8%、「契約社員」5.7%の順となっている。これを男女別(表1-2)で見ると、「正社員」の割合は、「男性」の75.4%に対し、「女性」が47.2%となっており、非正社員の割合では、「女性」の52.8%に対し、「男性」が24.6%となっている。また、女性の「パートタイム労働者」の割合は32.5%となっている。

企業規模別に「正社員」の割合をみると、男性では、「1000人以上」が78.3%と最も高く、「500人～999人」が70.7%と最も低くなっている。女性では、「500人～999人」が49.9%と最も高く、「30人～99人」が43.6%と最も低くなっている。

産業別に「正社員」の割合をみると、男性では、「複合サービス事業」が92.9%と最も高く、次いで「建設業」の81.1%となっている。女性では、「医療、福祉」が64.5%と最も高く、次いで「金融・保険業」の63.8%となっている。男女とも「飲食店、宿泊業」が最も低く男性45.4%、女性9.1%となっている。

また、産業別に「非正社員」の割合をみると、男女ともに「飲食店、宿泊業」が最も高く、それぞれ男性は54.6%、女性は90.9%となっている。

表 1 - 1 就業形態別雇用状況

区 分	集計事業 所数	正社員		非正社員						
		件	%	パートタイム 労働者	嘱託社員	契約社員	出向社員	派遣労働者	その他	
全 体			%	%	%	%	%	%	%	%
平成19年	1,832		62.4	37.6	16.6	2.6	4.5	2.2	8.0	3.7
平成20年	2,249		64.0	36.0	17.4	2.5	5.7	1.7	6.8	1.9
(労組あり)	778		67.3	32.7	13.1	2.2	6.1	1.5	7.7	2.0

(注) 「その他」は、臨時・日雇労働者を含む。

図 1 - 1 就業形態別雇用状況

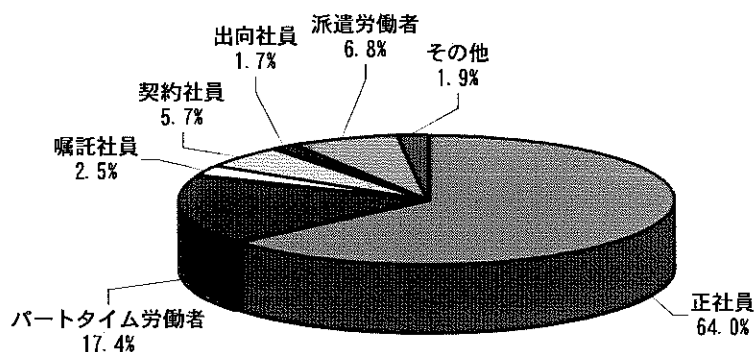


表1-2 就業形態別労働者数の割合

(男性)

区分	集計労働者数	正社員	非正社員	パートタイム労働者	嘱託社員	契約社員	出向社員	派遣労働者	その他	
				%	%	%	%	%	%	%
全	件	%	%	%	%	%	%	%	%	
平成19年	126,399	75.6	24.4	7.0	3.6	3.7	3.2	4.0	3.0	
平成20年	155,878	75.4	24.6	7.2	3.3	4.4	2.4	5.4	2.0	
(労組あり)	91,779	77.9	22.1	4.4	3.2	4.0	2.1	6.4	2.0	
企業規模	30人～99人	29,621	74.9	25.1	9.1	3.9	3.4	2.2	3.4	3.1
	100人～499人	42,527	73.1	26.9	9.3	4.5	4.5	3.2	4.3	1.2
	500人～999人	17,815	70.7	29.3	8.6	2.3	6.8	3.3	6.1	2.0
	1000人以上	65,915	78.3	21.7	4.5	2.5	4.2	1.7	6.8	2.0
産業分類	建設業	10,284	81.1	18.9	0.4	3.4	3.4	4.6	3.8	3.3
	製造業	46,801	78.4	21.6	2.7	2.8	2.7	0.9	10.8	1.8
	情報通信業	11,571	80.3	19.7	1.1	0.8	3.3	5.1	8.8	0.6
	運輸業	15,473	73.0	27.0	5.8	6.2	5.7	4.4	3.9	0.9
	卸売・小売業	25,338	80.9	19.1	8.9	2.6	3.2	1.3	1.5	1.7
	金融・保険業	2,867	75.2	24.8	3.0	4.8	5.8	10.3	0.7	0.2
	不動産業	2,694	75.7	24.3	6.5	4.6	5.0	4.1	1.7	2.3
	飲食店, 宿泊業	1,770	45.4	54.6	46.9	0.6	5.5	0.3	-	1.3
	医療, 福祉	10,046	69.0	31.0	17.0	2.1	4.0	0.4	1.8	5.9
	教育, 学習支援業	6,727	62.7	37.3	13.9	2.2	13.4	2.3	1.3	4.1
	複合サービス事業	665	92.9	7.1	4.2	1.8	0.5	0.3	-	0.3
サービス業	21,642	67.4	32.6	13.2	5.2	7.1	2.9	2.7	1.5	

(女性)

区分	集計労働者数	正社員	非正社員	パートタイム労働者	嘱託社員	契約社員	出向社員	派遣労働者	その他	
				%	%	%	%	%	%	%
全	件	%	%	%	%	%	%	%	%	
平成19年	83,853	42.5	57.5	31.0	1.2	5.8	0.7	14.0	4.7	
平成20年	105,641	47.2	52.8	32.5	1.2	7.6	0.7	9.0	1.9	
(労組あり)	56,918	50.3	49.7	27.2	0.7	9.6	0.6	9.7	2.0	
企業規模	30人～99人	21,480	43.6	56.4	40.1	1.6	4.7	0.8	6.0	3.1
	100人～499人	27,328	45.0	55.0	35.7	1.3	5.7	0.9	9.9	1.4
	500人～999人	12,921	49.9	50.1	28.5	1.2	6.8	0.7	11.1	1.8
	1000人以上	43,912	49.4	50.6	27.8	1.0	10.5	0.5	9.2	1.6
産業分類	建設業	1,795	53.4	46.6	6.7	1.0	18.7	1.4	17.7	1.0
	製造業	15,512	44.6	55.4	35.0	1.1	1.8	0.2	14.9	2.3
	情報通信業	3,497	63.7	36.3	14.8	0.4	4.5	1.9	13.9	0.9
	運輸業	2,994	29.0	71.0	37.2	2.8	11.2	3.9	14.1	1.8
	卸売・小売業	30,046	44.1	55.9	36.1	0.7	13.2	0.3	4.5	1.0
	金融・保険業	2,949	63.8	36.2	9.1	0.5	5.5	2.8	18.3	0.0
	不動産業	1,080	48.1	51.9	25.0	1.0	6.1	0.9	18.4	0.5
	飲食店, 宿泊業	2,611	9.1	90.9	84.3	-	4.7	0.2	0.6	1.0
	医療, 福祉	26,959	64.5	35.5	24.3	1.2	3.3	0.1	3.8	2.8
	教育, 学習支援業	4,691	36.8	63.2	32.3	1.7	17.7	1.2	5.7	4.7
	複合サービス事業	325	55.4	44.6	40.9	1.2	0.9	-	1.5	-
サービス業	13,182	27.8	72.2	40.3	2.9	6.8	1.5	19.3	1.5	

※ 「その他」は、臨時・日雇労働者を含む。

(2) 労働者数の増減

労働者数の最近3年間の増減傾向(表1-3)をみると、男女ともに「横ばい」が最も多くなっており、次いで「増加」、「減少」の順となっている。「増加」を企業規模別にみると、男性(出向社員、派遣労働者を除く)では「1000人以上」が29.8%と最も高く、次いで「500人～999人」29.6%、「100人～499人」28.4%の順となっている。また、出向社員、派遣労働者の男性では「500人～999人」が34.4%と最も高く、次いで「1000人以上」31.2%、「100人～499人」26.3%の順となっている。

女性(出向社員、派遣労働者を除く)の「増加」を企業規模別にみると、「500人～999人」が26.0%と最も高く、次いで「1000人以上」25.8%、「100人～499人」24.9%の順となっている。

出向社員、派遣労働者の女性では「500人～999人」が35.6%と最も高く、次いで「100人～499人」32.3%、「30人～99人」31.9%の順になっている。

また、就業形態別(表1-4)にみると、「正社員」では男性が「増加」と「減少」がともに23.7%と同率であったのに対し、女性は「増加」20.8%が「減少」18.7%を上回った。また「パートタイム労働者」等「非正社員」では、女性の「その他」を除く全ての区分において、男女ともに「増加」が「減少」を上回った。

表1-3 最近3年間の増減

(出向社員、派遣労働者を除く労働者)

区 分	集計 事業所数	男性			女性		
		増加	横ばい	減少	増加	横ばい	減少
全 体	件	%	%	%	%	%	%
平成19年	1,832	25.2	57.5	17.3	22.1	62.1	15.8
平成20年	2,249	27.2	55.2	17.6	23.8	59.4	16.8
(労組あり)	778	28.1	50.4	21.5	22.9	57.6	19.5
企業規模							
30人～99人	1,077	24.8	58.6	16.6	21.9	62.3	15.8
100人～499人	586	28.4	54.1	17.5	24.9	57.2	17.9
500人～999人	179	29.6	52.5	18.0	26.0	56.7	17.3
1000人以上	407	29.8	50.3	19.8	25.8	56.5	17.7
産業分類							
建設業	99	26.8	54.7	18.4	15.2	69.7	15.2
製造業	463	30.8	51.1	18.1	20.7	64.1	15.2
情報通信業	92	39.2	48.0	12.9	38.8	46.9	14.3
運輸業	186	25.1	52.6	22.3	16.5	68.1	15.4
卸売・小売業	486	26.6	55.7	17.7	25.5	58.4	16.1
金融・保険業	66	29.7	50.0	20.3	19.5	60.2	20.3
不動産業	30	33.8	41.5	24.6	25.9	44.4	29.6
飲食店、宿泊業	88	16.8	68.7	14.5	21.4	64.3	14.3
医療、福祉	304	25.9	64.3	9.8	30.0	51.2	18.8
教育、学習支援業	107	24.6	47.3	28.1	24.3	50.6	25.1
複合サービス事業	20	28.9	46.7	24.4	38.6	52.3	9.1
サービス業	308	24.8	58.1	17.1	19.9	64.8	15.4

(出向社員、派遣労働者)

区 分	集計 事業所数	男性			女性		
		増加	横ばい	減少	増加	横ばい	減少
全 体	件	%	%	%	%	%	%
平成19年	1,832	27.6	57.7	14.7	34.0	52.9	13.1
平成20年	2,249	27.9	58.0	14.1	31.7	53.7	14.6
(労組あり)	778	31.3	58.1	10.7	32.5	53.8	13.8
企業規模							
30人～99人	1,077	24.8	59.7	15.5	31.9	55.0	13.1
100人～499人	586	26.3	58.3	15.4	32.3	50.9	16.8
500人～999人	179	34.4	52.2	13.3	35.6	52.5	11.9
1000人以上	407	31.2	58.2	10.6	28.6	56.6	14.8
産業分類							
建設業	99	26.3	63.2	10.5	18.9	75.7	5.4
製造業	463	24.8	60.9	14.3	32.3	51.0	16.7
情報通信業	92	29.8	53.2	17.0	27.9	51.2	20.9
運輸業	186	23.8	60.0	16.3	25.4	67.8	6.8
卸売・小売業	486	28.8	57.6	13.6	25.8	54.6	19.6
金融・保険業	66	26.7	66.7	6.7	18.8	70.8	10.4
不動産業	30	50.0	31.3	18.8	66.7	16.7	16.7
飲食店、宿泊業	88	50.0	50.0	-	-	60.0	40.0
医療、福祉	304	29.5	60.7	9.8	46.8	39.4	13.8
教育、学習支援業	107	34.5	55.2	10.3	52.6	36.8	10.5
複合サービス事業	20	100.0	-	-	50.0	50.0	-
サービス業	308	28.7	54.5	16.8	30.0	58.5	11.5

表1-4 就業形態別労働者数の最近3年間の増減

区 分	正社員		パートタイム労働者		嘱託社員		契約社員	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
増 加 (%)	23.7	20.8	20.8	23.5	41.6	35.2	31.1	28.9
横ばい (%)	52.7	60.5	64.0	58.6	51.5	60.0	54.8	56.6
減 少 (%)	23.7	18.7	15.2	17.8	6.9	4.8	14.1	14.5

区 分	出向社員		派遣労働者		その他	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
増 加 (%)	26.7	26.1	28.9	32.6	24.2	17.9
横ばい (%)	58.4	55.0	57.7	53.5	57.1	53.8
減 少 (%)	14.9	18.9	13.4	14.0	18.7	28.2

(3)正社員への登用

非正社員の正社員登用制度が「ある」事業所の割合は61.3%となっており、「ない」事業所の割合は38.7%となっている。また、「ある」事業所の割合は、前年の54.3%より7ポイント高くなっている。

表1-5 正社員への登用

区 分	集計事業所数	ある	ない
全 体	件	%	%
平 成 19 年	1,832	54.3	45.7
平 成 20 年	2,249	61.3	38.7
(労 組 あ り)	778	60.3	39.7

2 労働時間

(1) 1日の所定内労働時間

1日の所定内労働時間(就業規則等で定められた労働時間で、休憩時間を除いたもの)をみると、すべての就業形態で「7時間半超～8時間以下」が最も高くなっている。(「パートタイム労働者」、「その他」を除く。)

「1日の平均所定内労働時間」をみると、「正社員」が7時間44分と最も長くなっており、「出向社員」7時間39分、「嘱託社員」及び「契約社員」の7時間32分と続き、「パートタイム労働者」の5時間57分が最も短くなっている。

これを産業分類別にみると、正社員では「飲食店、宿泊業」が7時間55分と最も長くなっており、最も短い「金融・保険業」の7時間28分との差は27分となっている。

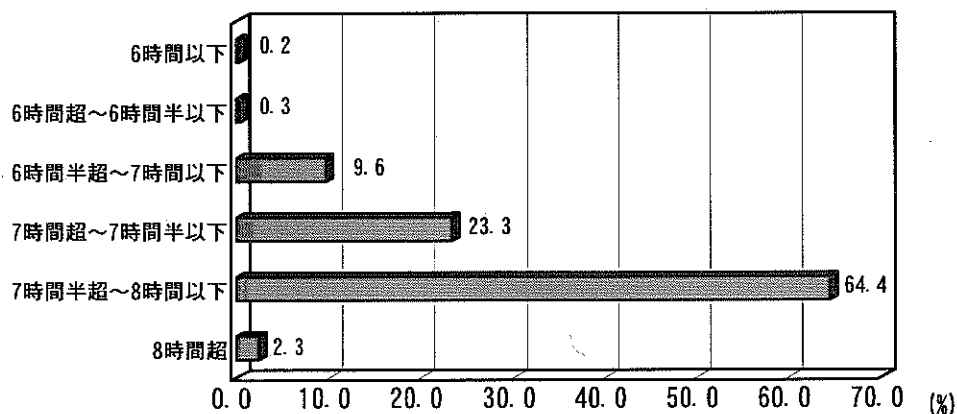
また、パートタイム労働者では、「情報通信業」が6時間49分と最も長くなっており、最も短い「飲食店、宿泊業」の5時間20分との差は1時間29分となっている。

表2-1 1日の所定内労働時間

(正社員)

区 分		6時間以下	6時間超～6時間半以下	6時間半超～7時間以下	7時間超～7時間半以下	7時間半超～8時間以下	8時間超	1日の平均所定内労働時間
全 体	%	%	%	%	%	%	%	時間：分
平成19年	0.2	0.6	10.9	24.6	61.7	2.1		7:42
平成20年	0.2	0.3	9.6	23.3	64.4	2.3		7:44
(労 組 あ り)	0.4	0.1	9.7	22.5	66.2	1.0		7:42
企業規模	30人～99人	0.5	0.6	10.2	22.9	62.6	3.2	7:44
	100人～499人	-	0.2	10.8	26.9	60.4	1.7	7:42
	500人～999人	-	-	7.9	22.0	69.5	0.6	7:43
	1000人以上	-	-	6.9	19.7	72.2	1.2	7:46
産業分類	建設業	-	1.0	5.1	22.2	69.7	2.0	7:46
	製造業	-	-	2.6	18.0	77.2	2.2	7:48
	情報通信業	-	-	7.7	27.5	62.6	2.2	7:43
	運輸業	1.1	-	10.3	17.9	66.3	4.3	7:50
	卸売・小売業	-	0.2	8.2	26.6	62.9	2.1	7:44
	金融・保険業	-	-	25.4	46.0	27.0	1.6	7:28
	不動産業	-	-	17.9	35.7	46.4	-	7:32
	飲食店、宿泊業	-	1.2	7.0	9.3	77.9	4.7	7:55
	医療、福祉	0.3	0.3	15.2	28.7	53.8	1.7	7:39
	教育、学習支援業	1.0	-	18.1	23.8	54.3	2.9	7:37
複合サービス事業	-	-	5.0	20.0	75.0	-	7:50	
サービス業	0.3	1.0	12.3	21.2	63.6	1.7	7:41	

図2-1 正社員の1日の所定内労働時間



(パートタイム労働者)

区 分		4時間以下	4時間超～5時間以下	5時間超～6時間以下	6時間超～7時間以下	7時間超～8時間以下	8時間超	1日の平均所定内労働時間
全 平 平 (成 19 年	14.6	23.7	19.1	17.8	24.6	0.2	時間：分 5:59
	成 20 年	15.6	23.8	19.1	18.4	22.7	0.4	5:57
	労 組 あ り)	12.8	26.4	18.9	19.5	22.3	-	5:58
企 業 規 模	30 人 ～ 99 人	17.2	21.3	20.1	18.0	23.0	0.5	5:56
	100 人 ～ 499 人	14.8	25.6	16.3	20.6	22.4	0.3	5:58
	500 人 ～ 999 人	13.5	18.0	18.0	22.5	27.9	-	6:10
	1000 人 以 上	13.0	30.5	20.8	14.9	20.4	0.4	5:53
産 業 分 類	建 設 業	24.2	6.1	21.2	15.2	33.3	-	6:01
	製 造 業	10.4	18.6	18.3	27.2	24.9	0.6	6:13
	情 報 通 信 業	3.0	6.1	27.3	15.2	48.5	-	6:49
	運 輸 業	15.3	24.5	24.5	12.2	22.4	1.0	5:56
	卸 売 ・ 小 売 業	14.0	37.1	19.6	14.0	15.3	-	5:41
	金 融 ・ 保 険 業	10.0	33.3	6.7	33.3	16.7	-	5:58
	不 動 産 業	12.5	12.5	25.0	25.0	25.0	-	6:14
	飲 食 店 , 宿 泊 業	34.5	29.8	10.7	8.3	16.7	-	5:20
	医 療 , 福 祉 社 会 福 祉 業	17.7	23.7	18.7	17.0	23.0	-	5:52
	教 育 , 学 習 支 援 業	29.1	15.2	19.0	12.7	21.5	2.5	5:38
	複 合 サ ー ビ ス 業	15.8	15.8	26.3	5.3	36.8	-	6:14
サ ー ビ ス 業	12.2	17.9	19.9	21.9	27.6	0.5	6:11	

(嘱託社員)

区 分		6時間以下	6時間超～6時間半以下	6時間半超～7時間以下	7時間超～7時間半以下	7時間半超～8時間以下	8時間超	1日の平均所定内労働時間
全 平 平 (成 19 年	4.9	1.2	11.8	24.4	56.6	1.2	時間：分 7:31
	成 20 年	5.6	0.3	9.7	25.8	57.5	1.1	7:32
	労 組 あ り)	5.3	0.5	11.6	22.8	59.0	0.8	7:31
企 業 規 模	30 人 ～ 99 人	6.4	0.8	9.9	26.0	55.2	1.6	7:30
	100 人 ～ 499 人	4.1	-	11.6	27.4	55.5	1.4	7:36
	500 人 ～ 999 人	3.4	-	8.0	27.6	60.9	-	7:36
	1000 人 以 上	7.7	-	6.4	21.2	64.7	-	7:29
産 業 分 類	建 設 業	-	-	4.3	21.7	73.9	-	7:47
	製 造 業	4.0	-	4.0	15.7	74.2	2.0	7:41
	情 報 通 信 業	3.4	-	13.8	20.7	62.1	-	7:31
	運 輸 業	5.2	-	14.3	16.9	61.0	2.6	7:47
	卸 売 ・ 小 売 業	5.1	-	5.1	36.4	53.4	-	7:31
	金 融 ・ 保 険 業	-	-	25.8	45.2	29.0	-	7:27
	不 動 産 業	-	-	20.0	40.0	40.0	-	7:30
	飲 食 店 , 宿 泊 業	14.3	-	28.6	28.6	28.6	-	7:05
	医 療 , 福 祉 社 会 福 祉 業	9.5	1.9	12.4	40.0	36.2	-	7:09
	教 育 , 学 習 支 援 業	10.0	-	25.0	22.5	42.5	-	7:16
	複 合 サ ー ビ ス 業	-	-	28.6	28.6	42.9	-	7:34
サ ー ビ ス 業	9.8	0.8	10.7	20.5	55.7	2.5	7:30	

(契約社員)

区 分		6時間以下	6時間超～6時間半以下	6時間半超～7時間以下	7時間超～7時間半以下	7時間半超～8時間以下	8時間超	1日の平均所定内労働時間
全 平 平 (成 19 年	4.0	0.4	11.3	24.8	57.8	1.7	時間：分 7:32
	成 20 年	5.2	0.6	10.5	20.4	61.6	1.7	7:32
	労 組 あ り)	5.7	0.3	11.7	19.0	61.9	1.3	7:31
企 業 規 模	30 人 ～ 99 人	8.5	1.2	8.9	18.1	60.1	3.2	7:25
	100 人 ～ 499 人	4.4	-	12.8	24.1	57.6	1.0	7:34
	500 人 ～ 999 人	-	-	8.4	22.9	68.7	-	7:42
	1000 人 以 上	4.1	0.6	11.1	18.1	64.9	1.2	7:36
産 業 分 類	建 設 業	-	-	6.1	15.2	78.8	-	7:47
	製 造 業	4.0	1.0	2.0	17.8	73.3	2.0	7:41
	情 報 通 信 業	-	-	10.0	25.0	62.5	2.5	7:43
	運 輸 業	4.1	-	9.6	11.0	74.0	1.4	7:38
	卸 売 ・ 小 売 業	2.9	-	8.0	21.7	65.9	1.4	7:40
	金 融 ・ 保 険 業	6.9	3.4	37.9	27.6	17.2	6.9	7:17
	不 動 産 業	-	-	12.5	50.0	37.5	-	7:35
	飲 食 店 , 宿 泊 業	6.7	-	-	13.3	80.0	-	7:40
	医 療 , 福 祉 社 会 福 祉 業	14.6	1.2	7.3	26.8	48.8	1.2	7:12
	教 育 , 学 習 支 援 業	13.1	-	21.3	18.0	47.5	-	7:03
	複 合 サ ー ビ ス 業	-	-	20.0	-	80.0	-	7:48
サ ー ビ ス 業	2.5	0.8	13.3	21.7	59.2	2.5	7:36	

(出向社員)

区 分		6時間以下	6時間超～6時間半以下	6時間半超～7時間以下	7時間超～7時間半以下	7時間半超～8時間以下	8時間超	1日の平均所定内労働時間		
全 平 平 (成 成 組 あ り)	19 体	%	%	%	%	%	時間：分		
		20 年	1.1	0.3	5.1	24.7	67.6	1.3	7:41	
		20 年	0.5	0.5	7.4	26.5	63.9	1.1	7:39	
30 人	～ 99 人	0.6	0.6	9.7	23.9	64.2	1.1	7:38		
企 業 規 模	30 人	～ 99 人	0.9	1.8	9.8	25.0	61.6	0.9	7:36	
	100 人	～ 499 人	0.8	-	6.3	26.6	65.6	0.8	7:39	
	500 人	～ 999 人	-	-	8.9	26.7	64.4	-	7:39	
	1000 人	以 上	-	-	5.4	28.3	64.1	2.2	7:42	
産 業 分 類	建 設	業	-	-	-	20.0	80.0	-	7:49	
	製 造	業	-	-	1.5	20.9	76.1	1.5	7:46	
	情 報	通 信	-	-	7.1	50.0	42.9	-	7:33	
	運 輸	業	-	-	16.7	16.7	63.9	2.8	7:41	
	卸 売	・ 小 売	業	-	-	1.6	31.3	67.2	-	7:42
	金 融	・ 保 険	業	-	-	22.7	45.5	27.3	4.5	7:27
	不 動 産	業	-	-	16.7	41.7	41.7	-	7:29	
	飲 食 店	・ 宿 泊	業	-	-	-	50.0	50.0	-	7:45
	医 療	・ 福 祉	社	5.3	5.3	-	21.1	68.4	-	7:22
	教 育	・ 学 習 支 援	業	8.3	-	8.3	8.3	75.0	-	7:23
	複 合	サ ー ビ ス	業	-	-	50.0	-	50.0	-	7:30
サ ー ビ ス	業	-	1.1	10.2	22.7	64.8	1.1	7:40		

(派遣労働者)

区 分		6時間以下	6時間超～6時間半以下	6時間半超～7時間以下	7時間超～7時間半以下	7時間半超～8時間以下	8時間超	1日の平均所定内労働時間		
全 平 平 (成 成 組 あ り)	19 体	%	%	%	%	%	時間：分		
		20 年	6.8	0.9	13.1	24.8	53.9	0.6	7:26	
		20 年	8.3	1.1	14.9	20.9	53.8	1.0	7:24	
30 人	～ 99 人	8.6	0.5	16.3	22.7	51.1	0.8	7:21		
企 業 規 模	30 人	～ 99 人	11.8	2.9	12.5	17.6	53.4	1.8	7:20	
	100 人	～ 499 人	5.3	0.4	18.3	22.8	52.5	0.8	7:26	
	500 人	～ 999 人	4.3	-	12.9	28.0	54.8	-	7:33	
	1000 人	以 上	9.3	-	14.5	19.8	55.8	0.6	7:21	
産 業 分 類	建 設	業	-	2.9	-	17.6	79.4	-	7:47	
	製 造	業	5.4	0.9	7.7	13.1	71.0	1.8	7:37	
	情 報	通 信	3.0	-	15.2	18.2	63.6	-	7:33	
	運 輸	業	15.4	-	13.8	12.3	58.5	-	7:12	
	卸 売	・ 小 売	業	7.6	1.9	10.1	31.6	48.7	-	7:21
	金 融	・ 保 険	業	16.2	-	54.1	16.2	10.8	2.7	6:53
	不 動 産	業	8.3	-	25.0	50.0	16.7	-	7:15	
	飲 食 店	・ 宿 泊	業	25.0	-	50.0	25.0	-	6:37	
	医 療	・ 福 祉	社	15.8	1.1	15.8	28.4	38.9	-	7:06
	教 育	・ 学 習 支 援	業	12.8	-	35.9	20.5	30.8	-	7:00
	複 合	サ ー ビ ス	業	-	-	50.0	50.0	-	-	7:15
サ ー ビ ス	業	3.7	1.9	16.8	19.6	55.1	2.8	7:33		

(その他：臨時・日雇労働者等)

区 分		4時間以下	4時間超～5時間以下	5時間超～6時間以下	6時間超～7時間以下	7時間超～8時間以下	8時間超	1日の平均所定内労働時間		
全 平 平 (成 成 組 あ り)	19 体	%	%	%	%	%	時間：分		
		20 年	16.1	6.1	4.4	12.2	58.3	2.8	6:40	
		20 年	36.5	0.4	9.9	11.6	38.6	3.0	6:28	
30 人	～ 99 人	41.2	-	8.8	11.8	35.3	2.9	6:30		
企 業 規 模	30 人	～ 99 人	37.3	1.0	9.8	9.8	37.3	4.9	6:26	
	100 人	～ 499 人	26.8	-	7.1	23.2	41.1	1.8	6:38	
	500 人	～ 999 人	27.8	-	16.7	5.6	44.4	5.6	7:00	
	1000 人	以 上	47.4	-	10.5	5.3	36.8	-	6:14	
産 業 分 類	建 設	業	-	-	16.7	16.7	66.7	-	7:42	
	製 造	業	22.0	-	8.0	6.0	60.0	4.0	7:14	
	情 報	通 信	25.0	-	-	25.0	50.0	-	6:51	
	運 輸	業	14.3	-	7.1	7.1	64.3	7.1	7:58	
	卸 売	・ 小 売	業	57.8	-	8.9	6.7	26.7	-	5:49
	金 融	・ 保 険	業	25.0	-	25.0	25.0	25.0	-	6:22
	不 動 産	業	33.3	-	33.3	-	33.3	-	6:50	
	飲 食 店	・ 宿 泊	業	100.0	-	-	-	-	-	4:07
	医 療	・ 福 祉	社	54.5	-	9.1	11.4	18.2	6.8	5:39
	教 育	・ 学 習 支 援	業	44.4	-	16.7	11.1	27.8	-	5:43
	複 合	サ ー ビ ス	業	-	-	-	-	100.0	-	8:00
サ ー ビ ス	業	20.6	2.9	8.8	26.5	38.2	2.9	6:47		

(2) 週所定内労働時間

週所定内労働時間をみると、正社員では、「40時間」が47.3%と最も高く、「40時間」以下の事業所を合計すると全体の93.1%を占めている。また、パートタイム労働者では、「24時間～26時間未満」が15.7%と最も高く、次いで「30時間～32時間未満」が15.4%となっており、32時間未満の合計は、全体の69.6%を占めている。

「平均週所定内労働時間」をみると、「正社員」は39時間20分となっており、「パートタイム労働者」28時間00分との差は11時間20分となっている。

企業規模別にみると、正社員では、「30人～99人」が39時間42分と最も長く、次いで「100人～499人」と「1000人以上」が39時間00分となっており、「500人～999人」の38時間50分が最も短くなっている。また、パートタイム労働者では、「500人～999人」が28時間52分と最も長く、「1000人以上」が27時間42分と最も短くなっている。

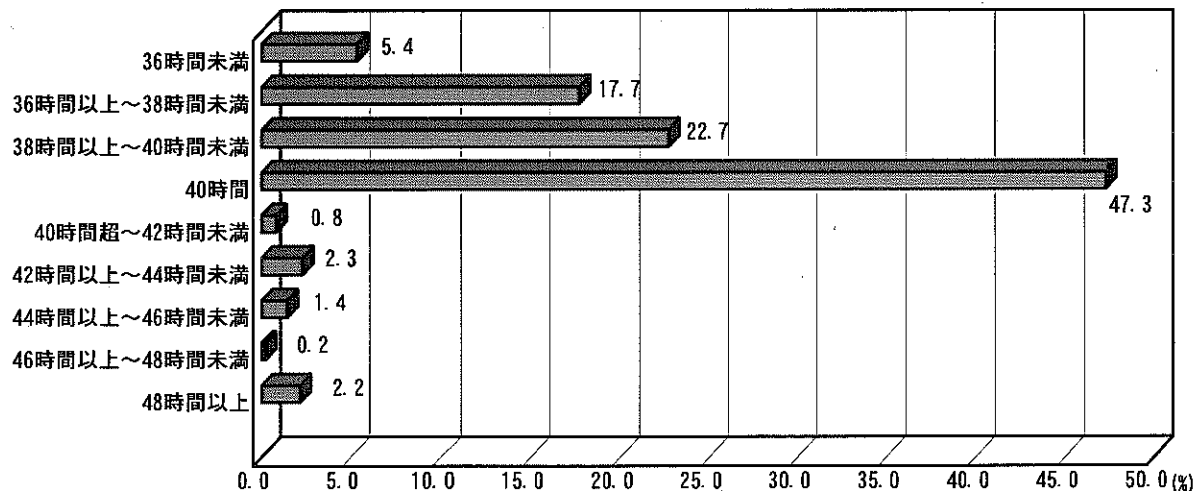
産業別にみると、正社員では、「飲食店、宿泊業」が40時間57分と最も長く、次いで「建設業」39時間58分、「運輸業」39時間54分の順となっている。また、パートタイム労働者では、「情報通信業」が32時間42分と最も長く、次いで「複合サービス事業」30時間56分となっている。

表 2 - 2 週所定内労働時間

(正社員)

区 分	36時間未満	36時間以上 ～38時間未 満	38時間以上 ～40時間未 満	40時間	40時間超～ 42時間未 満	42時間以上 ～44時間未 満	44時間以上 ～46時間未 満	46時間以上 ～48時間未 満	48時間以上	平均週所定 内労働時間
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	時間：分
全 体	6.0	20.7	24.6	42.8	0.9	1.7	1.2	0.4	1.8	39:09
平 成 19 年	5.4	17.7	22.7	47.3	0.8	2.3	1.4	0.2	2.2	39:20
平 成 20 年 (労 組 あり)	6.1	19.8	30.0	42.6	0.3	0.5	0.4	0.1	0.3	38:49
企 業 規 模										
30 人 ～ 99 人	5.2	15.5	18.9	48.3	1.3	4.4	2.4	0.3	3.8	39:42
100 人 ～ 499 人	5.9	21.5	26.9	42.5	-	0.5	0.9	0.3	1.4	39:00
500 人 ～ 999 人	4.0	21.5	27.1	46.9	0.6	-	-	-	-	38:50
1000 人 以 上	5.7	16.5	24.9	51.5	0.7	0.2	0.5	-	-	39:00
産 業 分 類										
建 設 業	3.0	12.1	25.3	44.4	1.0	6.1	3.0	-	5.1	39:58
製 造 業	2.0	16.5	34.5	39.0	1.1	2.4	2.2	0.9	1.5	39:28
情 報 通 信 業	7.7	24.2	27.5	38.5	-	-	2.2	-	-	38:46
運 輸 業	3.8	7.1	23.9	54.9	0.5	3.8	1.6	0.5	3.8	39:54
卸 売 ・ 小 売 業	5.2	21.2	20.1	46.8	1.5	1.5	1.5	-	2.3	39:18
金 融 ・ 保 険 業	23.8	31.7	11.1	31.7	1.6	-	-	-	-	37:48
不 動 産 業	17.9	21.4	21.4	35.7	-	3.6	-	-	-	38:15
飲 食 店 、 宿 泊 業	1.2	7.0	3.5	72.1	-	2.3	4.7	-	9.3	40:57
医 療 、 福 祉	6.9	19.8	22.4	48.2	-	1.7	0.3	-	0.7	38:52
教 育 、 学 習 支 援 業	6.7	17.1	16.2	59.0	-	1.0	-	-	-	38:56
複 合 サービス 事 業	5.0	15.0	-	80.0	-	-	-	-	-	39:22
サ ー ビ ス 業	6.0	18.5	17.9	49.7	1.0	3.6	0.7	-	2.6	39:19

図 2 - 2 正社員の週の所定内労働時間



(パートタイム労働者)

区分	16時間未満	16時間以上～18時間未満	18時間以上～20時間未満	20時間以上～22時間未満	22時間以上～24時間未満	24時間以上～26時間未満	26時間以上～28時間未満	28時間以上～30時間未満	30時間以上～32時間未満	32時間以上～34時間未満	34時間以上～36時間未満	36時間以上～38時間未満	38時間以上～40時間未満	40時間以上～42時間未満	42時間超	平均週所定内労働時間	
																	%
全平成19年	6.2	2.3	4.4	9.0	3.0	13.9	5.6	3.2	14.9	3.7	9.8	7.7	3.9	11.1	1.3	28:53	
	8.4	3.2	4.3	11.8	4.0	15.7	3.8	3.0	15.4	3.6	11.1	7.1	4.3	3.1	1.1	28:00	
全平成20年	6.8	2.9	4.5	9.5	3.7	18.3	3.5	2.7	16.0	3.9	11.7	7.6	6.0	2.5	0.4	28:14	
	6.8	2.9	4.5	9.5	3.7	18.3	3.5	2.7	16.0	3.9	11.7	7.6	6.0	2.5	0.4	28:14	
企業規模	30人～99人	10.1	2.7	4.3	12.1	4.7	14.1	3.2	3.0	15.4	4.7	10.4	6.6	3.2	2.0	27:58	
	100人～499人	6.9	3.5	2.4	12.0	4.8	15.4	5.9	3.2	15.4	3.2	12.8	7.4	1.9	0.5	28:03	
	500人～999人	5.6	5.6	1.9	15.0	0.9	10.3	0.9	2.8	17.8	3.7	12.1	11.2	8.4	3.7	28:52	
	1000人以上	7.1	3.2	7.9	9.5	2.0	22.9	3.6	2.8	14.2	1.2	10.3	6.3	4.3	4.7	27:42	
産業分類	建設業	17.9	3.6	7.1	10.7	7.1	10.7	-	7.1	10.7	7.1	3.6	-	3.6	7.1	3.6	27:24
	製造業	5.2	0.6	1.0	7.1	3.9	13.6	5.5	2.3	18.4	6.5	17.8	8.4	6.8	1.3	1.6	30:32
	情報通信業	-	3.2	-	-	3.2	9.7	3.2	9.7	22.6	3.2	6.5	16.1	19.4	3.2	-	32:42
	運輸業	8.9	1.1	3.3	13.3	1.1	23.3	2.2	3.3	22.2	-	8.9	3.3	5.6	2.2	1.1	27:54
	卸売・小売業	5.8	1.9	5.5	13.0	3.2	24.7	6.5	2.6	12.0	2.3	9.7	6.2	2.3	4.2	-	27:15
	金融・保険業	10.3	-	13.8	10.3	6.9	13.8	-	-	10.3	3.4	27.6	3.4	-	-	-	26:17
	不動産業	7.1	-	7.1	-	-	14.3	-	-	14.3	28.6	-	21.4	7.1	-	-	29:57
	飲食店・宿泊業	12.3	12.3	5.5	21.9	1.4	19.2	1.4	1.4	8.2	1.4	5.5	4.1	-	2.7	2.7	25:43
	医療・福祉	12.9	5.9	3.3	13.7	7.0	11.8	4.1	4.4	11.8	3.3	7.7	7.4	3.3	2.6	0.7	26:04
	教育・学習支援業	14.9	8.1	9.5	10.8	1.4	9.5	-	-	14.9	5.4	5.4	9.5	5.4	5.4	-	26:21
	複合サービス事業	-	-	-	17.6	5.9	17.6	-	-	23.5	-	5.9	11.8	-	17.6	-	30:56
サービス業	7.5	2.1	5.9	13.4	3.7	9.6	1.1	2.7	19.3	3.7	11.8	8.0	4.8	3.7	2.7	28:31	

(嘱託社員)

区分	36時間未満	36時間以上～38時間未満	38時間以上～40時間未満	40時間	40時間超～42時間未満	42時間以上～44時間未満	44時間以上～46時間未満	46時間以上～48時間未満	48時間以上	平均週所定内労働時間
全平成19年	17.9	20.6	25.1	33.3	1.0	1.2	0.4	-	0.6	37:15
	17.3	19.9	25.3	34.3	0.6	1.7	0.3	-	0.7	37:08
全平成20年	18.5	17.2	31.7	31.5	-	0.5	0.3	-	0.3	37:12
	18.5	17.2	31.7	31.5	-	0.5	0.3	-	0.3	37:12
企業規模	30人～99人	18.8	18.2	22.3	34.0	1.3	3.8	0.3	1.3	37:12
	100人～499人	16.1	22.9	25.3	34.6	-	0.3	0.3	0.3	37:04
	500人～999人	16.1	23.0	29.9	31.0	-	-	-	-	37:05
	1000人以上	16.7	16.7	30.1	35.9	-	-	0.6	-	37:08
産業分類	建設業	2.2	17.4	30.4	47.8	-	2.2	-	-	38:42
	製造業	12.1	17.3	36.3	30.6	-	2.4	0.4	0.8	38:08
	情報通信業	27.6	17.2	44.8	10.3	-	-	-	-	35:54
	運輸業	16.9	9.1	22.1	49.4	-	-	-	2.6	37:31
	卸売・小売業	14.8	25.0	22.7	33.0	1.7	1.7	1.1	-	37:20
	金融・保険業	25.8	38.7	9.7	25.8	-	-	-	-	37:05
	不動産業	30.0	30.0	10.0	30.0	-	-	-	-	35:52
	飲食店・宿泊業	42.9	28.6	-	28.6	-	-	-	-	32:38
	医療・福祉	25.7	21.9	22.9	25.7	1.0	2.9	-	-	34:46
	教育・学習支援業	25.0	12.5	12.5	50.0	-	-	-	-	36:41
	複合サービス事業	28.6	28.6	-	42.9	-	-	-	-	37:51
サービス業	18.9	19.7	18.0	39.3	0.8	1.6	-	1.6	36:53	

(契約社員)

区分	36時間未満	36時間以上～38時間未満	38時間以上～40時間未満	40時間	40時間超～42時間未満	42時間以上～44時間未満	44時間以上～46時間未満	46時間以上～48時間未満	48時間以上	平均週所定内労働時間
全平成19年	14.2	25.1	19.8	37.9	0.6	1.1	0.9	-	0.4	37:21
	14.5	18.3	21.6	42.6	0.6	0.9	0.7	-	1.0	37:41
全平成20年	13.3	19.4	25.4	40.6	0.3	0.3	0.3	-	0.3	37:39
	13.3	19.4	25.4	40.6	0.3	0.3	0.3	-	0.3	37:39
企業規模	30人～99人	18.5	15.3	17.7	41.9	0.4	2.4	1.2	2.4	36:43
	100人～499人	13.3	19.7	26.1	39.9	-	-	0.5	0.5	38:05
	500人～999人	8.4	26.5	24.1	41.0	-	-	-	-	38:25
	1000人以上	12.9	17.0	20.5	47.4	1.8	-	0.6	-	38:15
産業分類	建設業	3.0	6.1	30.3	57.6	-	-	-	3.0	39:37
	製造業	8.9	22.8	36.6	26.7	-	1.0	2.0	2.0	38:16
	情報通信業	12.5	17.5	25.0	42.5	-	-	2.5	-	38:44
	運輸業	13.7	2.7	24.7	53.4	1.4	1.4	1.4	1.4	38:43
	卸売・小売業	10.9	20.3	18.1	47.8	0.7	0.7	0.7	0.7	38:02
	金融・保険業	44.8	27.6	10.3	10.3	3.4	3.4	-	-	36:41
	不動産業	12.5	37.5	-	50.0	-	-	-	-	38:04
	飲食店・宿泊業	6.7	20.0	13.3	60.0	-	-	-	-	37:58
	医療・福祉	18.3	19.5	19.5	40.2	-	2.4	-	-	36:06
	教育・学習支援業	21.3	18.0	16.4	44.3	-	-	-	-	35:25
	複合サービス事業	20.0	-	-	80.0	-	-	-	-	36:12
サービス業	15.0	21.7	17.5	43.3	0.8	-	-	-	37:44	

(出向社員)

区分	36時間未満	36時間以上 ～38時間 未満	38時間以上 ～40時間 未満	40時間	40時間超～ 42時間 未満	42時間以上 ～44時間 未満	44時間以上 ～46時間 未満	46時間以上 ～48時間 未満	48時間以上	平均週所定 内労働時間
全平成19年	7.2	24.4	30.3	33.8	0.8	2.7	0.3	-	0.5	38:22
全平成20年	8.0	25.5	29.2	34.0	0.8	1.1	0.8	-	0.8	38:29
(労組あり)	9.7	22.7	32.4	33.0	0.6	0.6	0.6	-	0.6	38:19
企業規模										
30人～99人	8.9	28.6	26.8	29.5	0.9	2.7	0.9	-	1.8	38:25
100人～499人	7.0	27.3	29.7	33.6	-	0.8	0.8	-	0.8	38:20
500人～999人	8.9	24.4	35.6	31.1	-	-	-	-	-	38:22
1000人以上	7.6	19.6	28.3	41.3	2.2	-	1.1	-	-	38:48
産業分類										
建設業	4.0	16.0	36.0	44.0	-	-	-	-	-	39:03
製造業	3.0	31.3	37.3	26.9	-	1.5	-	-	-	38:43
情報通信業	10.7	42.9	39.3	7.1	-	-	-	-	-	37:54
運輸業	11.1	16.7	19.4	41.7	-	5.6	2.8	-	2.8	39:02
卸売・小売業	1.6	31.3	32.8	32.8	-	-	1.6	-	-	38:36
金融・保険業	22.7	27.3	13.6	31.8	4.5	-	-	-	-	37:57
不動産業	16.7	25.0	41.7	16.7	-	-	-	-	-	37:46
飲食店、宿泊業	-	50.0	-	50.0	-	-	-	-	-	38:45
医療、福祉	10.5	5.3	47.4	31.6	5.3	-	-	-	-	36:50
教育、学習支援業	8.3	8.3	16.7	66.7	-	-	-	-	-	36:40
複合サービス事業	50.0	-	-	50.0	-	-	-	-	-	37:30
サービス業	9.1	23.9	20.5	40.9	1.1	1.1	1.1	-	2.3	38:50

(派遣労働者)

区分	36時間未満	36時間以上 ～38時間 未満	38時間以上 ～40時間 未満	40時間	40時間超～ 42時間 未満	42時間以上 ～44時間 未満	44時間以上 ～46時間 未満	46時間以上 ～48時間 未満	48時間以上	平均週所定 内労働時間
全平成19年	21.4	22.6	25.3	28.2	0.7	1.2	0.3	0.1	0.1	36:52
全平成20年	24.4	19.2	24.0	30.1	0.6	0.5	0.6	0.1	0.4	36:37
(労組あり)	25.7	19.8	29.1	24.1	0.8	-	0.3	-	0.3	36:26
企業規模										
30人～99人	27.6	16.1	16.1	35.5	1.1	0.7	1.8	0.4	0.7	36:16
100人～499人	23.2	20.9	27.8	26.6	0.4	0.8	-	-	0.4	36:53
500人～999人	16.1	25.8	23.7	34.4	-	-	-	-	-	37:47
1000人以上	25.6	18.0	31.4	24.4	0.6	-	-	-	-	36:08
産業分類										
建設業	2.9	20.6	32.4	44.1	-	-	-	-	-	38:57
製造業	14.9	14.5	33.0	33.9	0.9	-	1.4	0.5	0.9	37:55
情報通信業	18.2	18.2	42.4	21.2	-	-	-	-	-	37:49
運輸業	27.7	12.3	20.0	35.4	1.5	1.5	1.5	-	-	35:50
卸売・小売業	21.5	29.7	25.3	22.8	0.6	-	-	-	-	36:17
金融・保険業	70.3	10.8	8.1	8.1	2.7	-	-	-	-	34:20
不動産業	41.7	41.7	16.7	-	-	-	-	-	-	35:29
飲食店、宿泊業	75.0	25.0	-	-	-	-	-	-	-	33:07
医療、福祉	35.8	21.1	10.5	31.6	-	1.1	-	-	-	34:16
教育、学習支援業	35.9	7.7	10.3	46.2	-	-	-	-	-	34:52
複合サービス事業	50.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-	36:15
サービス業	20.6	19.6	22.4	33.6	-	1.9	0.9	-	0.9	37:33

(その他：臨時・日雇労働者等)

区分	16時間未満	16時間以上～ 18時間 未満	18時間以上～ 20時間 未満	20時間以上～ 22時間 未満	22時間以上～ 24時間 未満	24時間以上～ 26時間 未満	26時間以上～ 28時間 未満	28時間以上～ 30時間 未満	30時間以上～ 32時間 未満	32時間以上～ 34時間 未満	34時間以上～ 36時間 未満	36時間以上～ 38時間 未満	38時間以上～ 40時間 未満	40時間以上～ 42時間 未満	42時間超	平均週所定 内労働時間
全平成19年	10.6	3.4	6.1	2.8	1.1	1.1	0.6	3.4	2.8	0.6	8.4	19.6	16.8	20.1	2.8	32:00
全平成20年	51.5	-	9.9	-	12.4	23.2	-	1.3	0.4	-	-	-	-	1.3	-	29:09
(労組あり)	53.9	-	9.8	-	14.7	20.6	-	1.0	-	-	-	-	-	-	-	29:37
企業規模																
30人～99人	52.9	-	8.8	-	9.8	22.5	-	2.9	1.0	-	-	-	-	2.0	-	27:37
100人～499人	42.9	-	19.6	-	12.5	25.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30:23
500人～999人	50.0	-	5.6	-	22.2	22.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33:13
1000人以上	57.9	-	3.5	-	14.0	22.8	-	-	-	-	-	-	1.8	-	-	29:23
産業分類																
建設業	8.3	-	8.3	-	33.3	41.7	-	-	-	-	-	-	8.3	-	-	39:41
製造業	42.0	-	6.0	-	26.0	24.0	-	2.0	-	-	-	-	-	-	-	32:40
情報通信業	25.0	-	25.0	-	-	50.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	33:46
運輸業	28.6	-	7.1	-	14.3	35.7	-	14.3	-	-	-	-	-	-	-	34:53
卸売・小売業	66.7	-	6.7	-	6.7	20.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	27:18
金融・保険業	50.0	-	25.0	-	-	25.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30:56
不動産業	66.7	-	-	-	-	33.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	30:46
飲食店、宿泊業	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15:52
医療、福祉	65.9	-	9.1	-	6.8	13.6	-	2.3	-	-	-	-	2.3	-	-	22:37
教育、学習支援業	61.1	-	5.6	-	16.7	16.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	26:03
複合サービス事業	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20:00
サービス業	41.2	-	23.5	-	2.9	29.4	-	-	-	-	-	-	2.9	-	-	31:21

(3) 年間所定内労働時間

年間所定内労働時間は、「正社員」が1963時間23分と最も長くなっており、次いで「出向社員」1898時間39分、「契約社員」1875時間31分と続き、「パートタイム労働者」が1413時間03分と最も短くなっている。正社員の年間所定内労働時間の内訳をみると、「2000時間以上～2100時間未満」が30.6%と最も高く、「1900時間以上～2000時間未満」29.8%、「1800時間以上～1900時間未満」22.9%の順となっている。

企業規模別にみると、正社員では、「30人～99人」が1988時間34分と最も長く、最も短い「500人～999人」の1931時間39分との差は56時間55分となっている。また、パートタイム労働者では「500人～999人」が1469時間41分と最も長く、最も短い「1000人以上」の1394時間04分との差は75時間37分となっている。

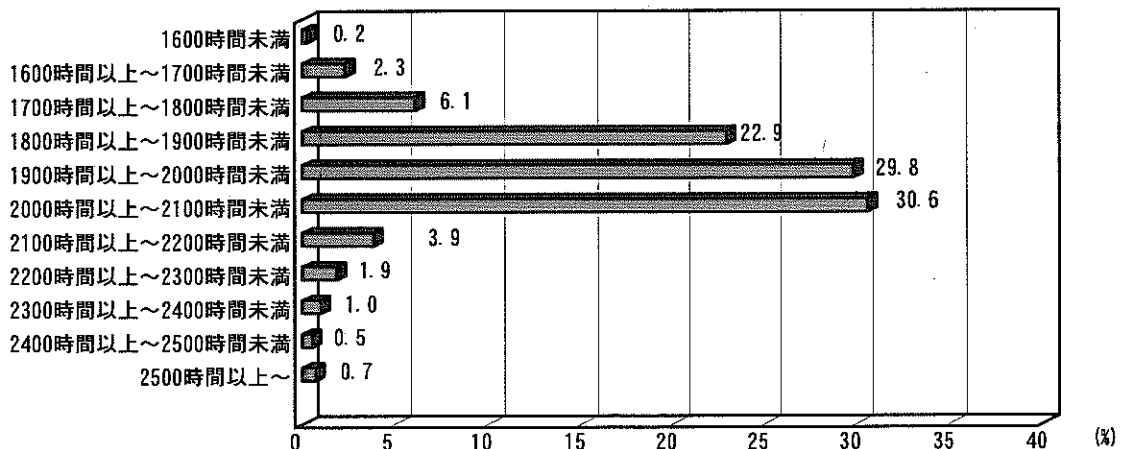
産業別にみると、正社員では、「飲食店、宿泊業」が2085時間03分と最も長く、次いで「運輸業」2036時間32分、「製造業」1974時間47分の順となっている。また、パートタイム労働者では、「情報通信業」が1619時間29分と最も長く、次いで「製造業」1534時間24分、「複合サービス事業」1517時間32分の順となっている。

表2-3 年間所定内労働時間

(正社員)

区 分	1600時間未満	1600時間以上～1700時間未満	1700時間以上～1800時間未満	1800時間以上～1900時間未満	1900時間以上～2000時間未満	2000時間以上～2100時間未満	2100時間以上～2200時間未満	2200時間以上～2300時間未満	2300時間以上～2400時間未満	2400時間以上～2500時間未満	2500時間以上～	平均年間所定内労働時間
全 体	0.7	1.8	6.9	24.2	30.5	30.4	2.3	1.3	0.7	0.6	0.7	1955:32
平 成 19 年	0.2	2.3	6.1	22.9	29.8	30.6	3.9	1.9	1.0	0.5	0.7	1963:23
平 成 20 年	0.1	2.7	8.2	28.8	32.1	25.7	1.2	0.5	0.5	-	0.1	1925:38
(労 組 あり)												
企 業 規 模												
30 人 ～ 99 人	0.3	2.5	5.4	16.9	28.3	34.0	5.8	3.2	1.6	1.1	0.9	1988:34
100 人 ～ 499 人	0.2	3.1	6.8	26.0	32.6	25.2	3.1	1.4	0.7	-	0.9	1946:50
500 人 ～ 999 人	-	0.6	9.0	31.1	30.5	24.9	3.4	-	0.6	-	-	1931:39
1000 人 以上	0.2	1.7	5.7	30.5	29.1	32.0	0.2	-	0.2	-	0.2	1935:03
産 業 分 類												
建 設 業	1.0	1.0	6.1	24.2	36.4	22.2	4.0	3.0	1.0	1.0	-	1946:41
製 造 業	-	0.9	0.9	20.4	34.9	37.3	4.1	0.9	0.2	0.2	0.2	1974:47
情 報 通 信 業	-	3.3	15.4	37.4	33.0	6.6	1.1	3.3	-	-	-	1887:47
運 輸 業	-	1.1	3.8	13.6	30.4	33.7	6.5	3.8	3.3	1.1	2.7	2036:32
卸 売 ・ 小 売 業	0.2	2.1	6.1	23.3	28.7	32.5	3.1	1.0	0.8	0.6	1.5	1963:22
金 融 ・ 保 険 業	-	11.1	20.6	49.2	14.3	1.6	1.6	-	1.6	-	-	1829:20
不 動 産 業	-	7.1	21.4	28.6	25.0	14.3	-	3.6	-	-	-	1883:55
飲 食 店 、 宿 泊 業	-	-	-	8.1	18.6	53.5	4.7	7.0	2.3	2.3	3.5	2085:03
医 療 、 福 祉 業	-	1.7	6.6	22.8	24.1	37.0	5.6	1.0	1.0	0.3	-	1971:04
教 育 、 学 習 支 援 業	1.0	5.7	11.4	21.0	30.5	25.7	1.9	2.9	-	-	-	1922:17
複 合 サービス 業	-	5.0	-	25.0	70.0	-	-	-	-	-	-	1898:54
サ ー ビ ス 業	0.7	3.6	7.9	25.8	29.8	23.8	3.6	2.3	1.7	0.7	-	1941:14

図2-3 正社員の年間所定内労働時間



(パートタイム労働者)

区分		800時間未満	800時間以上～1000時間未満	1000時間以上～1100時間未満	1100時間以上～1200時間未満	1200時間以上～1300時間未満	1300時間以上～1400時間未満	1400時間以上～1500時間未満	1500時間以上～1600時間未満	1600時間以上～1700時間未満	1700時間以上～1900時間未満	1900時間以上～	平均年間所定内労働時間
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	時間：分
全 平 平 (労 組 あ り)	成19年	7.6	7.9	7.8	4.6	10.1	8.0	8.4	9.8	5.6	14.2	16.1	1435:53
	成20年	8.2	8.6	7.8	5.2	9.0	8.4	9.1	8.6	5.6	15.7	13.9	1413:03
		7.3	6.9	5.7	5.9	9.5	12.4	9.7	9.5	4.9	17.4	10.8	1419:40
企業規模	30人～99人	9.3	9.7	7.2	4.9	9.3	5.7	9.5	8.5	5.9	14.2	15.7	1412:46
	100人～499人	6.8	8.1	7.6	5.8	9.1	8.6	9.6	10.1	6.3	16.9	11.1	1410:38
	500人～999人	4.5	6.3	11.7	5.4	8.1	4.5	9.9	5.4	7.2	22.5	14.4	1469:41
	1000人以上	8.6	7.1	8.2	5.2	8.6	17.1	7.1	7.8	3.0	14.9	12.6	1394:04
産業分類	建設業	15.2	12.1	-	6.1	6.1	6.1	9.1	6.1	9.1	9.1	21.2	1381:47
	製造業	4.4	3.8	5.3	2.1	10.9	5.0	11.2	9.8	8.3	21.9	17.2	1534:24
	情報通信業	3.0	-	3.0	3.0	3.0	6.1	18.2	12.1	3.0	30.3	18.2	1619:29
	運送業	6.1	4.1	10.2	4.1	10.2	16.3	10.2	8.2	6.1	9.2	15.3	1427:43
	卸売・小売業	5.9	8.1	8.4	4.4	13.1	15.6	8.1	8.7	5.0	11.2	11.5	1886:47
	金融・保険業	10.0	20.0	-	10.0	6.7	6.7	10.0	6.7	3.3	23.3	3.3	1294:57
	不動産業	12.5	-	-	-	12.5	12.5	12.5	6.3	18.8	12.5	12.5	1470:50
	飲食店・宿泊業	17.9	10.7	10.7	10.7	8.3	8.3	2.4	4.8	1.2	10.7	14.3	1291:31
	医療・福祉業	12.4	11.7	10.2	7.8	6.0	6.4	7.1	9.2	3.9	13.8	11.7	1339:06
	教育・学習支援業	12.8	15.4	11.5	6.4	2.6	3.8	9.0	6.4	3.8	11.5	16.7	1315:23
	複合サービス業	-	15.8	-	-	15.8	5.3	-	-	-	21.1	21.1	1517:32
	サービス業	7.2	10.8	8.2	6.7	6.7	4.1	9.3	9.3	6.2	19.1	12.4	1411:28

(嘱託社員)

区分		1600時間未満	1600時間以上～1700時間未満	1700時間以上～1800時間未満	1800時間以上～1900時間未満	1900時間以上～2000時間未満	2000時間以上～2100時間未満	2100時間以上～2200時間未満	2200時間以上～2300時間未満	2300時間以上～2400時間未満	2400時間以上～2500時間未満	2500時間以上～	平均年間所定内労働時間	
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	時間：分	
全 平 平 (労 組 あ り)	成19年	9.5	3.2	7.6	24.6	28.2	24.5	1.4	-	0.5	0.1	0.3	1855:25	
	成20年	8.8	2.9	7.4	24.7	30.5	22.1	2.2	0.8	0.1	0.3	0.2	1867:13	
		8.5	3.7	9.3	26.5	32.5	17.7	1.3	0.3	0.3	-	-	1858:50	
企業規模	30人～99人	9.4	2.9	6.2	17.7	30.6	28.2	2.7	1.3	-	0.8	0.3	1879:34	
	100人～499人	8.2	3.8	7.2	27.1	30.8	19.2	2.4	0.7	0.3	-	0.3	1871:57	
	500人～999人	5.7	1.1	13.8	29.9	34.5	11.5	3.4	-	-	-	-	1869:19	
	1000人以上	10.3	1.9	7.1	34.0	27.6	19.2	-	-	-	-	-	1827:41	
産業分類	建設業	2.2	-	6.5	32.6	41.3	17.4	-	-	-	-	-	1898:49	
	製造業	6.0	1.2	1.6	20.2	37.9	30.6	2.0	-	-	-	0.4	1920:21	
	情報通信業	10.3	6.9	17.2	48.3	17.2	-	-	-	-	-	-	1766:08	
	運送業	9.1	1.3	3.9	9.1	28.6	35.1	5.2	2.6	1.3	2.6	1.3	1984:06	
	卸売・小売業	7.4	2.3	8.0	25.6	34.1	21.0	1.1	0.6	-	-	-	1868:59	
	金融・保険業	3.2	12.9	19.4	45.2	19.4	-	-	-	-	-	-	1792:10	
	不動産業	-	5.0	30.0	30.0	30.0	5.0	-	-	-	-	-	1847:14	
	飲食店・宿泊業	28.6	-	-	14.3	28.6	28.6	-	-	-	-	-	-	1684:08
	医療・福祉業	15.2	2.9	8.6	27.6	23.8	16.2	4.8	1.0	-	-	-	1769:06	
	教育・学習支援業	15.0	7.5	12.5	17.5	22.5	22.5	2.5	-	-	-	-	1827:44	
	複合サービス業	-	14.3	14.3	28.6	42.9	-	-	-	-	-	-	-	1848:47
	サービス業	13.1	3.3	9.0	27.9	21.3	19.7	2.5	2.5	2.5	-	0.8	1826:22	

(契約社員)

区分		1600時間未満	1600時間以上～1700時間未満	1700時間以上～1800時間未満	1800時間以上～1900時間未満	1900時間以上～2000時間未満	2000時間以上～2100時間未満	2100時間以上～2200時間未満	2200時間以上～2300時間未満	2300時間以上～2400時間未満	2400時間以上～2500時間未満	2500時間以上～	平均年間所定内労働時間	
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	時間：分	
全 平 平 (労 組 あ り)	成19年	6.0	2.8	8.3	27.3	28.1	25.2	1.5	0.4	0.2	-	0.2	1861:04	
	成20年	6.7	3.8	7.4	24.6	28.3	25.4	1.8	1.1	0.6	0.1	0.1	1875:31	
		6.7	4.1	8.0	25.8	27.1	25.5	1.3	1.0	0.6	-	-	1866:56	
企業規模	30人～99人	12.1	3.6	4.4	18.5	30.6	23.0	3.2	2.8	0.8	0.4	0.4	1842:54	
	100人～499人	4.0	5.9	7.9	28.7	32.7	17.8	2.5	0.5	-	-	-	1873:37	
	500人～999人	1.2	-	13.3	30.1	24.1	30.1	-	-	1.2	-	-	1922:59	
	1000人以上	4.7	3.5	8.2	25.7	21.6	35.7	-	-	0.6	-	-	1902:01	
産業分類	建設業	-	-	6.1	30.3	45.5	15.2	-	-	3.0	-	-	1939:18	
	製造業	6.9	1.0	1.0	29.7	39.6	19.8	2.0	-	-	-	-	1890:26	
	情報通信業	-	5.0	15.0	35.0	37.5	5.0	-	2.5	-	-	-	1881:18	
	運送業	5.5	1.4	5.5	9.6	27.4	45.2	2.7	2.7	-	-	-	1947:28	
	卸売・小売業	3.6	2.9	5.8	29.0	23.2	34.1	0.7	-	-	-	0.7	1907:37	
	金融・保険業	10.3	13.8	27.6	31.0	10.3	-	-	3.4	3.4	-	-	1787:06	
	不動産業	-	-	12.5	37.5	37.5	12.5	-	-	-	-	-	1908:07	
	飲食店・宿泊業	6.7	-	-	6.7	6.7	66.7	-	6.7	6.7	-	-	2014:28	
	医療・福祉業	15.9	1.2	3.7	19.5	24.4	30.5	2.4	1.2	1.2	-	-	1818:58	
	教育・学習支援業	13.3	6.7	8.3	18.3	26.7	20.0	3.3	3.3	-	-	-	1753:15	
	複合サービス業	-	20.0	-	-	80.0	-	-	-	-	-	-	-	1897:12
	サービス業	5.0	7.5	11.7	26.7	25.0	20.0	3.3	-	-	0.8	-	1864:32	

(出向社員)

区分		1600時間未満	1600時間以上～1700時間未満	1700時間以上～1800時間未満	1800時間以上～1900時間未満	1900時間以上～2000時間未満	2000時間以上～2100時間未満	2100時間以上～2200時間未満	2200時間以上～2300時間未満	2300時間以上～2400時間未満	2400時間以上～2500時間未満	2500時間以上～	平均年間所定内労働時間
全平成19年	成	2.4	0.8	8.3	33.2	34.6	18.5	0.8	0.8	0.3	-	0.3	時間：分 1898:38
	成	0.8	3.7	8.8	35.0	31.6	17.2	1.9	0.3	0.5	0.3	-	1898:39
(労組あり)		1.1	5.7	7.4	38.1	34.7	11.4	0.6	-	1.1	-	-	1881:50
企業規模	30人～99人	1.8	5.4	9.8	26.8	29.5	22.3	2.7	0.9	-	0.9	-	1902:47
	100人～499人	0.8	3.1	6.3	34.4	35.2	17.2	2.3	-	0.8	-	-	1900:46
	500人～999人	-	2.2	15.6	40.0	22.2	17.8	2.2	-	-	-	-	1896:11
	1000人以上	-	3.3	7.6	43.5	33.7	10.9	-	-	1.1	-	-	1891:51
産業分類	建設業	-	-	4.0	40.0	48.0	8.0	-	-	-	-	-	1906:39
	製造業	-	-	3.0	26.9	41.8	25.4	3.0	-	-	-	-	1942:09
	情報通信業	-	3.6	21.4	64.3	7.1	3.6	-	-	-	-	-	1836:02
	運輸業	-	5.6	2.8	16.7	38.9	27.8	2.8	2.8	2.8	-	-	1963:42
	卸売・小売業	-	-	9.4	40.6	31.3	18.8	-	-	-	-	-	1901:46
	金融・保険業	-	13.6	13.6	54.5	13.6	-	-	-	4.5	-	-	1839:29
	不動産業	-	8.3	25.0	50.0	16.7	-	-	-	-	-	-	1824:40
	飲食店、宿泊業	-	-	-	-	100.0	-	-	-	-	-	-	1948:15
	医療、福祉	10.5	-	-	42.1	21.1	15.8	10.5	-	-	-	-	1826:19
	教育、学習支援	8.3	8.3	-	-	58.3	25.0	-	-	-	-	-	1811:52
	複合サービス事業	-	50.0	-	-	50.0	-	-	-	-	-	-	1812:30
サービス業	-	5.7	12.5	31.8	27.3	19.3	2.3	-	-	1.1	-	1907:28	

(派遣労働者)

区分		1600時間未満	1600時間以上～1700時間未満	1700時間以上～1800時間未満	1800時間以上～1900時間未満	1900時間以上～2000時間未満	2000時間以上～2100時間未満	2100時間以上～2200時間未満	2200時間以上～2300時間未満	2300時間以上～2400時間未満	2400時間以上～2500時間未満	2500時間以上～	平均年間所定内労働時間
全平成19年	成	9.5	2.5	12.0	31.0	28.2	15.6	1.0	0.1	-	-	-	時間：分 1817:33
	成	11.4	4.2	11.2	27.4	25.8	17.1	2.0	0.6	0.1	0.1	0.1	1819:23
(労組あり)		11.8	5.9	13.6	30.2	27.0	9.6	1.1	0.3	0.3	-	0.3	1793:25
企業規模	30人～99人	15.1	4.3	10.0	15.4	24.0	26.2	3.2	1.4	-	0.4	-	1825:05
	100人～499人	7.6	4.9	10.3	32.3	27.8	14.8	1.5	0.4	-	-	0.4	1836:19
	500人～999人	5.4	4.3	16.1	31.2	30.1	9.7	3.2	-	-	-	-	1853:15
	1000人以上	14.5	2.9	11.6	37.2	23.3	9.9	-	-	0.6	-	-	1765:57
産業分類	建設業	-	-	5.9	44.1	41.2	8.8	-	-	-	-	-	1895:21
	製造業	7.7	2.3	5.0	20.4	37.1	24.9	2.3	0.5	-	-	-	1885:45
	情報通信業	3.0	3.0	15.2	54.5	21.2	3.0	-	-	-	-	-	1827:06
	運輸業	15.4	3.1	7.7	20.0	20.0	30.8	3.1	-	-	-	-	1817:39
	卸売・小売業	10.1	5.1	12.0	36.1	26.6	9.5	0.6	-	-	-	-	1791:36
	金融・保険業	16.2	8.1	40.5	29.7	2.7	-	-	-	2.7	-	-	1685:36
	不動産業	16.7	8.3	41.7	33.3	-	-	-	-	-	-	-	1719:41
	飲食店、宿泊業	25.0	-	25.0	50.0	-	-	-	-	-	-	-	1685:15
	医療、福祉	23.2	2.1	10.5	16.8	15.8	26.3	4.2	1.1	-	-	-	1752:12
	教育、学習支援	20.5	15.4	10.3	12.8	20.5	15.4	2.6	2.6	-	-	-	1706:08
	複合サービス事業	-	50.0	-	50.0	-	-	-	-	-	-	-	1755:15
サービス業	8.4	4.7	12.1	31.8	24.3	12.1	2.8	1.9	-	0.9	0.9	1862:27	

(その他：臨時・日雇労働者等)

区分		800時間未満	800時間以上～1000時間未満	1000時間以上～1100時間未満	1100時間以上～1200時間未満	1200時間以上～1300時間未満	1300時間以上～1400時間未満	1400時間以上～1500時間未満	1500時間以上～1600時間未満	1600時間以上～1700時間未満	1700時間以上～1900時間未満	1900時間以上～	平均年間所定内労働時間
全平成19年	成	10.6	8.3	3.9	2.2	2.2	1.1	2.8	2.8	2.8	32.8	30.6	時間：分 1573:35
	成	43.5	9.1	12.6	8.7	6.1	10.0	8.3	0.4	0.9	0.4	-	1468:06
(労組あり)		46.1	8.8	16.7	10.8	5.9	6.9	3.9	-	1.0	-	-	1489:08
企業規模	30人～99人	47.0	6.0	8.0	5.0	7.0	14.0	9.0	1.0	2.0	1.0	-	1401:00
	100人～499人	35.7	8.9	21.4	12.5	5.4	7.1	8.9	-	-	-	-	1528:45
	500人～999人	27.8	16.7	16.7	16.7	5.6	11.1	5.6	-	-	-	-	1694:13
	1000人以上	50.0	12.5	10.7	8.9	5.4	5.4	7.1	-	-	-	-	1457:11
産業分類	建設業	-	16.7	16.7	8.3	25.0	25.0	8.3	-	-	-	-	1930:16
	製造業	30.0	4.0	16.0	8.0	10.0	18.0	14.0	-	-	-	-	1669:27
	情報通信業	25.0	25.0	-	25.0	-	-	25.0	-	-	-	-	1688:42
	運輸業	28.6	-	-	21.4	14.3	28.6	7.1	-	-	-	-	1700:25
	卸売・小売業	57.8	11.1	6.7	4.4	2.2	6.7	11.1	-	-	-	-	1355:23
	金融・保険業	25.0	25.0	25.0	25.0	-	-	-	-	-	-	-	1523:07
	不動産業	33.3	33.3	-	33.3	-	-	-	-	-	-	-	1595:40
	飲食店、宿泊業	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	879:15
	医療、福祉	64.3	2.4	14.3	-	4.8	4.8	4.8	-	4.8	-	-	1180:03
	教育、学習支援	44.4	11.1	27.8	11.1	-	-	5.6	-	-	-	-	1300:49
	複合サービス事業	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1248:00
サービス業	36.4	18.2	12.1	15.2	3.0	6.1	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	1555:47	

(4) 年間超過実労働時間

年間超過実労働時間(全労働者平均)は144時間44分と、前年の134時間33分より10時間11分長くなっている。

これを企業規模別にみると、「1000人以上」が178時間34分と最も長くなっているのに対し、「30人～99人」が127時間35分と最も短くなっている。

産業別にみると、「運輸業」が288時間37分と最も長く、次いで「情報通信業」の264時間22分、「建設業」の223時間13分と続き、「教育、学習支援業」が50時間12分と最も短くなっている。

【お知らせ】
労働基準法が改正され、平成22年4月1日からは、時間外労働の割増賃金率が引き上げられます。

【現在】
「時間外労働」
割増賃金 25%

【改正後】
「1か月の時間外労働」
～45時間 割増賃金 25%
45時間超 ◎労使で時間短縮・割増賃金率を引上げ
(努力義務)
60時間超～ ◎割増賃金 50% (法的措置) (注)

(注)① 中小企業については、当分の間、猶予措置を講ずることとされています。
② 事業場で労使協定を締結すれば、引上げ分の割増賃金の支払いに代えて、有給の休暇を付与することができます。

表2-4 年間超過実労働時間 (全労働者平均)

区 分		残業無し	50時間未満	50時間以上～100時間未満	100時間以上～200時間未満	200時間以上～300時間未満	300時間以上～400時間未満	400時間以上～500時間未満	500時間以上	平均年間超過実労働時間
		%	%	%	%	%	%	%	%	時間：分
全	体									
平成19年		30.6	19.5	9.6	13.5	10.1	7.4	4.0	5.4	134:33
平成20年		29.4	19.5	9.5	13.6	10.3	7.2	4.1	6.4	144:44
(労組あり)		25.8	18.9	9.6	14.3	11.2	8.4	4.8	7.0	157:00
企業規模										
	30人～99人	34.2	19.6	9.6	12.3	9.2	6.6	3.1	5.4	127:35
	100人～499人	27.1	22.3	10.1	14.9	10.6	6.5	3.7	4.9	131:23
	500人～999人	27.2	20.0	9.4	12.8	11.7	7.3	4.6	6.9	155:44
	1000人以上	26.9	15.5	8.8	13.9	10.9	8.9	5.7	9.5	178:34
産業分類										
	建設業	19.7	12.3	9.4	11.8	13.5	11.7	8.1	13.6	223:13
	製造業	25.6	17.6	8.9	15.2	12.6	8.4	5.2	6.5	157:01
	情報通信業	11.0	8.7	8.1	17.0	16.2	16.2	10.6	12.2	264:22
	運輸業	17.0	10.8	10.5	12.3	11.4	9.6	5.8	22.4	288:37
	卸売・小売業	33.4	20.2	9.4	15.5	10.1	6.1	3.0	2.3	106:49
	金融・保険業	22.7	19.3	9.2	15.3	13.0	11.6	5.2	3.8	150:03
	不動産業	31.0	17.9	10.3	13.1	11.0	3.4	6.2	6.9	147:52
	飲食店、宿泊業	50.4	16.3	4.6	7.5	7.1	4.6	2.5	6.9	136:59
	医療、福祉	34.6	34.5	11.7	10.0	4.9	2.4	1.0	0.9	59:06
	教育、学習支援業	56.7	18.5	8.4	8.9	3.3	1.6	0.6	1.9	50:12
	複合サービス事業	15.0	42.1	18.0	13.5	9.8	0.8	0.8	-	70:31
	サービス業	29.4	17.9	9.4	14.5	11.2	7.9	3.6	6.1	149:02

表 2 - 5 就業形態別年間超過実労働時間

区 分	残業無し	50時間 未満	50時間以 上～100 時間未満	100時間 以上～ 200時間 未満	200時間 以上～ 300時間 未満	300時間 以上～ 400時間 未満	400時間 以上～ 500時間 未満	500時間 以上	平均年間 超過実労 働時間
全 体	%	%	%	%	%	%	%	%	時間：分
平成 19 年	30.6	19.5	9.6	13.5	10.1	7.4	4.0	5.4	134:33
平成 20 年	29.4	19.5	9.5	13.6	10.3	7.2	4.1	6.4	144:44
(労 組 あ り)	25.8	18.9	9.6	14.3	11.2	8.4	4.8	7.0	157:00
正 社 員	19.2	17.9	10.6	16.1	13.1	9.3	5.4	8.4	183:05
パートタイム労働者	59.2	23.9	6.4	5.2	2.4	1.3	0.6	1.0	36:12
契 約 社 員	33.6	20.9	9.5	14.7	8.6	5.7	2.5	4.5	117:25

(5) 年間総実労働時間

年間総実労働時間は、「正社員」が2146時間28分と最も長く、次いで「契約社員」1992時間56分、「パートタイム労働者」1449時間15分の順となっている。

企業規模別にみると、正社員では、「30人～99人」が2162時間04分と最も長く、最も短い「500人～999人」2101時間58分との差は60時間06分となっている。また、パートタイム労働者では、「500人～999人」が1518時間15分と最も長く、最も短い「1000人以上」1417時間23分との差は100時間52分となっている。

産業別にみると、正社員では、「運輸業」が2377時間02分と最も長く、最も短い「複合サービス事業」1978時間48分との差は398時間14分となっている。また、パートタイム労働者では、「情報通信業」が1704時間09分と最も長く、最も短い「金融・保険業」1322時間57分との差は381時間12分となっている。

契約社員では、「運輸業」が2222時間34分と最も長く、最も短い「教育、学習支援業」1792時間33分との差は、430時間01分となっている。

表 2 - 6 年間総実労働時間

(正社員)

区 分		集計事業所数	1日の所定内 労働時間	年間所定内 労働時間 (a)	年間超過実 労働時間 (b)	年間総実労働時間 (a) + (b)
		件	時間：分	時間：分	時間：分	時間：分
全	成 19 体	1,816	7:42	1955:32	164:55	2120:27
平	成 20 年	2,219	7:44	1963:23	183:05	2146:28
(労 組 あ り)	773	7:42	1925:38	195:52	2121:30
企	30 人 ~ 99 人	1,060	7:44	1988:34	173:30	2162:04
業	100 人 ~ 499 人	576	7:42	1946:50	203:31	2150:21
規	500 人 ~ 999 人	177	7:43	1931:39	170:19	2101:58
模	1000 人 以 上	406	7:46	1935:03	179:09	2114:12
産 業 分 類	建 設 業	99	7:46	1946:41	247:20	2194:01
	製 造 業	461	7:48	1974:47	185:23	2160:10
	情 報 通 信 業	91	7:43	1887:47	292:23	2180:10
	運 輸 業	184	7:50	2036:32	340:30	2377:02
	卸 売 ・ 小 売 業	477	7:44	1963:22	139:53	2103:15
	金 融 ・ 保 険 業	63	7:28	1829:20	183:21	2012:41
	不 動 産 業	28	7:32	1883:55	176:27	2060:22
	飲 食 店 , 宿 泊 業	86	7:55	2085:03	243:50	2328:53
	医 療 , 福 祉 社	303	7:39	1971:04	78:58	2050:02
	教 育 , 学 習 支 援 業	105	7:37	1922:17	72:33	1994:50
複 合 サ ー ビ ス 事 業	20	7:50	1898:54	79:54	1978:48	
サ ー ビ ス 業	302	7:41	1941:14	194:42	2135:56	

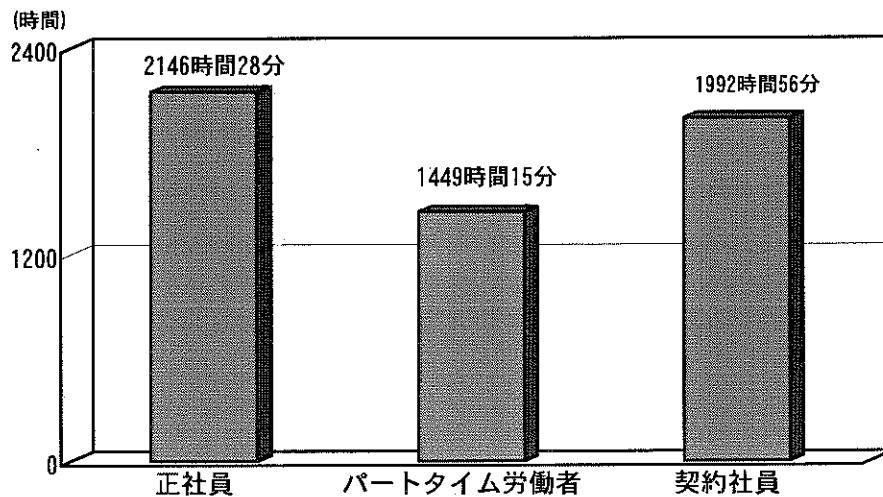
(パートタイム労働者)

区 分		集計事業所数	1日の所定内 労働時間	年間所定内 労働時間 (a)	年間超過実 労働時間 (b)	年間総実労働時間 (a) + (b)
		件	時間：分	時間：分	時間：分	時間：分
全	成 19 体	1,193	5:59	1435:53	35:22	1471:15
平	成 20 年	1,534	5:57	1413:03	36:12	1449:15
(労 組 あ り)	508	5:58	1419:40	41:06	1460:46
企	30 人 ~ 99 人	754	5:56	1412:46	31:49	1444:35
業	100 人 ~ 499 人	399	5:58	1410:38	43:26	1454:04
規	500 人 ~ 999 人	111	6:10	1469:41	48:34	1518:15
模	1000 人 以 上	270	5:53	1394:04	23:19	1417:23
産 業 分 類	建 設 業	33	6:01	1381:47	42:43	1424:30
	製 造 業	338	6:13	1534:24	55:46	1590:10
	情 報 通 信 業	33	6:49	1619:29	84:40	1704:09
	運 輸 業	98	5:56	1427:43	49:55	1477:38
	卸 売 ・ 小 売 業	321	5:41	1386:47	26:19	1413:06
	金 融 ・ 保 険 業	30	5:58	1294:57	28:00	1322:57
	不 動 産 業	17	6:14	1470:50	13:24	1484:14
	飲 食 店 , 宿 泊 業	84	5:20	1291:31	52:54	1344:25
	医 療 , 福 祉 社	285	5:52	1339:06	16:35	1355:41
	教 育 , 学 習 支 援 業	79	5:38	1315:23	10:25	1325:48
複 合 サ ー ビ ス 事 業	19	6:14	1517:32	50:05	1567:37	
サ ー ビ ス 業	197	6:11	1411:28	42:58	1454:26	

(契約社員)

区 分		集計事業所数	1日の所定内 労働時間	年間所定内 労働時間 (a)	年間超過実 労働時間 (b)	年間総実労働時間 (a) + (b)
		件	時間：分	時間：分	時間：分	時間：分
全		530	7:32	1861:04	108:50	1969:54
平成19年		705	7:32	1875:31	117:25	1992:56
平成20年		315	7:31	1866:56	138:10	2005:06
(労働組あり)						
企業規模	30人～99人	248	7:25	1842:54	114:00	1956:54
	100人～499人	203	7:34	1873:37	127:21	2000:58
	500人～999人	83	7:42	1922:59	74:40	1997:39
	1000人以上	171	7:36	1902:01	164:14	2066:15
産業分類	建設業	33	7:47	1939:18	117:44	2057:02
	製造業	101	7:41	1890:26	144:30	2034:56
	情報通信業	40	7:43	1881:18	143:45	2025:03
	運輸業	73	7:38	1947:28	275:06	2222:34
	卸売・小売業	138	7:40	1907:37	80:33	1988:10
	金融・保険業	29	7:17	1787:06	58:44	1845:50
	不動産業	8	7:35	1908:07	145:18	2053:25
	飲食店、宿泊業	15	7:40	2014:28	81:13	2095:41
	医療、福祉	82	7:12	1818:58	59:22	1878:20
	教育、学習支援業	61	7:03	1753:15	39:18	1792:33
	複合サービス事業	5	7:48	1897:12	11:20	1908:32
	サービス業	120	7:36	1864:32	119:31	1984:03

図 2 - 4 就業形態別年間総実労働時間



(6) 変形労働時間

変形労働時間の導入について、「ある」とした事業所は54.7%、「ない」は45.3%となっている。企業規模別に「ある」とした事業所についてみると、「1000人以上」が68.8%と最も高く、次いで「500人～999人」59.2%、「100人～499人」56.5%、「30人～99人」47.8%の順となっており、企業規模が大きくなるにつれ高くなっている。

産業別では、「飲食店、宿泊業」が76.1%と最も高く、次いで「複合サービス事業」75.0%、「運輸業」68.8%の順に高くなっている。

正社員以外への導入状況では、「パートタイム労働者」が54.3%と最も高く、次いで「契約社員」53.3%の順となっている。

表2-7 変形労働時間導入状況

区 分		集計事業所数	ある	ない
全	体	件	%	%
平成19年		1,832	51.6	48.4
平成20年		2,249	54.7	45.3
(労 組 あ り)		778	59.9	40.1
企業規模	30人～99人	1,077	47.8	52.2
	100人～499人	586	56.5	43.5
	500人～999人	179	59.2	40.8
	1000人以上	407	68.8	31.2
産業分類	建設業	99	46.5	53.5
	製造業	463	58.7	41.3
	情報通信業	92	45.7	54.3
	運輸業	186	68.8	31.2
	卸売・小売業	486	50.6	49.4
	金融・保険業	66	22.7	77.3
	不動産業	30	53.3	46.7
	飲食店、宿泊業	88	76.1	23.9
	医療、福祉	304	60.9	39.1
	教育、学習支援業	107	48.6	51.4
	複合サービス事業	20	75.0	25.0
サービス業	308	47.7	52.3	

表2-8 正社員以外への導入状況

区 分		集計事業所数	パートタイム労働者	契約社員	出向社員	派遣労働者	その他
全	体	件	%	%	%	%	%
平成19年		946	50.3	44.0	19.6	21.8	12.5
平成20年		1,231	54.3	53.3	18.3	21.3	8.8
(労 組 あ り)		466	37.4	63.3	23.8	21.7	5.0

※「その他」の主なものとして「嘱託社員」があった。

(7) 労働時間等の課題について労使が話合う機会の有無

労働時間等をめぐる様々な問題について、労使が話合う機会が「ある」とした事業所は47.4%で、「ない」41.7%、「設置予定」10.8%となっている。

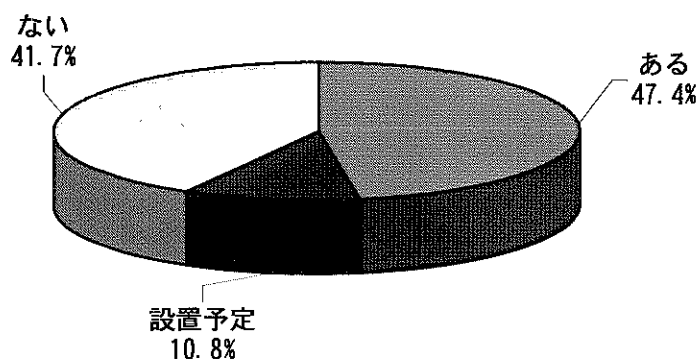
企業規模別に「ある」とした事業所についてみると、「1000人以上」が75.2%と最も高く、次いで「500人～999人」61.5%、「100人～499人」53.6%、「30人～99人」36.4%となっており、企業規模が大きくなるにつれ高くなっている。

産業別では、「複合サービス事業」が85.0%と最も高く、次いで「金融・保険業」54.5%、「卸売・小売業」52.5%となっている。

表2-9 労働時間等の課題について労使が話合う機会の有無

区 分		集計事業所数	ある	設置予定	ない
		件	%	%	%
全	体				
平	成 20 年	2,249	47.4	10.8	41.7
(労 組 あり)		778	76.9	5.4	17.7
企業規模	30 人 ～ 99 人	1,077	36.4	3.1	60.5
	100 人 ～ 499 人	586	53.6	1.5	44.9
	500 人 ～ 999 人	179	61.5	5.0	33.5
	1000 人 以上	407	75.2	2.7	22.1
産業分類	建 設 業	99	39.4	11.1	49.5
	製 造 業	463	48.2	11.2	40.6
	情 報 通 信 業	92	51.1	10.9	38.0
	運 輸 業	186	50.0	9.1	40.9
	卸 売 ・ 小 売 業	486	52.5	10.3	37.2
	金 融 ・ 保 険 業	66	54.5	4.5	40.9
	不 動 産 業	30	36.7	10.0	53.3
	飲 食 店 , 宿 泊 業	88	52.3	12.5	35.2
	医 療 , 福 祉	304	38.5	12.8	48.7
	教 育 , 学 習 支 援 業	107	43.9	11.2	44.9
	複 合 サ ー ビ ス 事 業	20	85.0	5.0	10.0
サ ー ビ ス 業	308	44.2	11.4	44.5	

図2-5 労働時間等の課題について労使が話合う機会の有無



(8) 短時間勤務を選択できる事業所の割合と適用対象(短時間正社員制度)

短時間勤務を選択できる制度(短時間正社員制度)の導入について、「ある」とした事業所は49.9%で、「ない」47.4%、「導入予定」2.8%となっている。

企業規模別に「ある」とした事業所についてみると、「1000人以上」が75.2%と最も高く、次いで「500人～999人」61.5%、「100人～499人」53.6%、「30人～99人」36.4%となっており、企業規模が大きくなるにつれ高くなっている。また、「育児」に関する制度適用はいずれも90%を超えている。

産業別に「ある」とした事業所をみると、「金融・保険業」が74.2%と最も高く、次いで「情報通信業」64.1%、「複合サービス事業」60.0%となっている。また、制度が「ない」とした事業所をみると、「運輸業」が60.2%と最も高く、「建設業」57.6%、「製造業」54.0%となっている。

(注)短時間正社員制度とは、フルタイム正社員より1週間の所定内労働時間が短い正社員をいい、フルタイム正社員が短時間・短日勤務を一定期間行なう場合や、正社員の所定内労働時間を恒常的に短くする場合があります。

表2-10 短時間正社員制度

「ある」の適用対象については、複数回答有

区分	集計事業所数	ある								導入予定	ない
		育児	介護	自己啓発	地域活動	退職準備	その他				
全	件	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
平成20年	2,249	49.9	95.4	82.8	3.2	2.1	2.5	8.1	2.8	47.4	
(労組あり)	778	64.4	95.4	83.8	2.0	3.2	1.4	9.4	2.8	32.8	
企業規模											
30人～99人	1,077	36.4	92.9	78.1	6.9	3.8	5.9	7.7	3.1	60.5	
100人～499人	586	53.6	95.9	88.5	1.6	0.6	0.6	4.5	1.5	44.9	
500人～999人	179	61.5	95.5	80.0	-	0.9	0.9	4.5	5.0	33.5	
1000人以上	407	75.2	98.0	84.0	1.3	2.0	0.7	13.7	2.7	22.1	
産業分類											
建設業	99	41.4	95.1	75.6	-	-	2.4	7.3	1.0	57.6	
製造業	463	42.8	94.4	85.4	3.0	3.0	2.5	5.6	3.2	54.0	
情報通信業	92	64.1	96.6	88.1	-	-	-	8.5	2.2	33.7	
運輸業	186	38.7	91.7	80.6	4.2	2.8	4.2	2.8	1.1	60.2	
卸売・小売業	486	54.5	97.4	85.7	3.0	1.9	2.3	15.1	2.1	43.4	
金融・保険業	66	74.2	98.0	87.8	4.1	4.1	4.1	10.2	-	25.8	
不動産業	30	50.0	86.7	86.7	-	-	-	-	3.3	46.7	
飲食店、宿泊業	88	45.5	97.5	85.0	2.5	-	2.5	5.0	3.4	51.1	
医療、福祉	304	49.3	97.3	78.7	4.7	2.0	2.0	4.7	3.9	46.7	
教育、学習支援業	107	59.8	93.8	79.7	-	-	1.6	3.1	5.6	34.6	
複合サービス事業	20	60.0	75.0	66.7	16.7	8.3	-	33.3	-	40.0	
サービス業	308	51.0	94.3	79.6	4.5	3.2	3.8	6.4	3.2	45.8	

※「その他」の主なものとして「傷病復帰後」があった。

図2-6 短時間正社員制度の導入状況

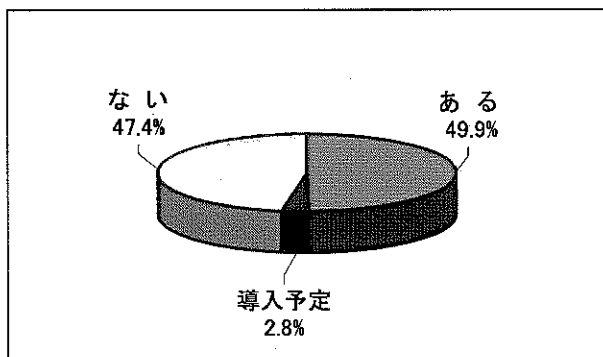
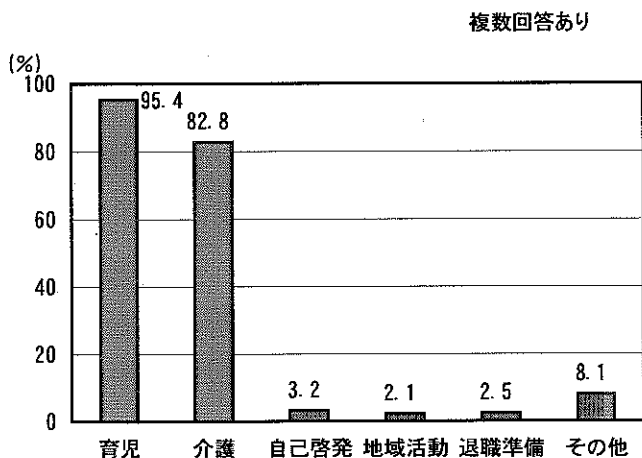


図2-7 短時間正社員制度の適用対象 (短時間正社員制度が「ある」とした事業所について)



3 休日休暇制度

(1) 週休制

正社員では、「週休2日制」が89.8%と最も高く、次いで「週休1日制」4.3%、「週休1日半制」2.4%の順となっており、「週休2日制を超える週休制」3.5%を加えた「週休2日制以上の週休制」は、93.3%となっている。これを企業規模別にみると、「週休2日制以上の週休制」は、「500人～999人」98.2%、「1000人以上」97.1%、「100人～499人」94.6%、「30人～99人」90.3%の順となっている。また、産業別にみると、「週休2日制以上の週休制」が、「情報通信業」「金融・保険業」で100%となっている。一方、「飲食店、宿泊業」が84.8%と最も低く、次いで「運輸業」87.0%の順になっている。

パートタイム労働者では、「週休2日制」が75.6%と最も高く、「週休2日制を超える週休制」17.7%、「週休1日制」4.3%、「週休1日半制」2.4%の順となっており、「週休2日制」以上は、93.3%となっている。これを産業別にみると、「週休2日制」以上では、「情報通信業」「金融・保険業」が100%と最も高く、次いで、「運輸業」97.7%、「製造業」97.2%の順となっている。

契約社員では、「週休2日制」が89.0%と最も高く、次いで「週休2日制を超える週休制」5.8%、「週休1日制」3.3%、「週休1日半制」1.9%の順となっており、「週休2日制以上の週休制」は94.8%となっている。これを産業別でみると、「週休2日制以上の週休制」は、「情報通信業」「金融・保険業」「不動産業」「飲食店、宿泊業」でそれぞれ100.0%となっている。

表 3 - 1 週休制の形態

(正社員)

区 分	週休1日制	週休1日半制	週休2日制(a)	週休2日制を超える週休制(b)							週休2日制以上の週休制(a)+(b)
				完全	月3回	隔週	月2回	月1回	その他		
全 体	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
平成19年	4.7	2.6	90.7	59.4	6.6	6.9	5.8	1.3	10.6	2.0	92.7
平成20年	4.3	2.4	89.8	60.4	7.7	5.8	5.3	1.9	8.7	3.5	93.3
(労組あり)	2.0	2.0	90.7	68.8	4.6	3.2	4.0	0.7	9.4	5.3	96.0
企業規模											
30人～99人	6.8	2.9	87.6	51.7	9.7	8.7	7.4	2.7	7.4	2.7	90.3
100人～499人	3.0	2.3	90.5	62.5	7.0	4.8	5.2	2.0	9.0	4.1	94.6
500人～999人	0.6	1.2	95.9	75.6	7.0	2.3	1.7	1.2	8.1	2.3	98.2
1000人以上	1.3	1.6	92.1	73.9	3.4	1.1	1.6	-	12.1	5.0	97.1
産業分類											
建設業	6.3	3.1	87.5	64.6	5.2	7.3	4.2	4.2	2.1	3.1	90.6
製造業	2.0	1.3	93.4	54.9	13.1	7.9	5.7	1.3	10.5	3.3	96.7
情報通信業	-	-	97.8	90.1	3.3	1.1	1.1	-	2.2	2.2	100.0
運輸業	10.0	2.9	78.8	35.9	11.8	7.1	10.6	3.5	10.0	8.2	87.0
卸売・小売業	5.9	0.9	89.1	59.8	8.0	5.2	3.7	1.1	11.3	4.1	93.2
金融・保険業	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0
不動産業	-	3.6	96.4	75.0	10.7	7.1	-	-	3.6	-	96.4
飲食店、宿泊業	7.6	7.6	83.5	39.2	2.5	6.3	7.6	3.8	24.1	1.3	84.8
医療、福祉	2.8	4.2	89.4	60.1	5.3	3.9	8.1	2.5	9.5	3.5	92.9
教育、学習支援業	4.9	7.8	84.5	53.4	2.9	14.6	5.8	2.9	4.9	2.9	87.4
複合サービス事業	5.0	5.0	90.0	85.0	5.0	-	-	-	-	-	90.0
サービス業	4.8	1.7	91.2	70.7	5.1	4.1	4.4	2.4	4.4	2.4	93.6

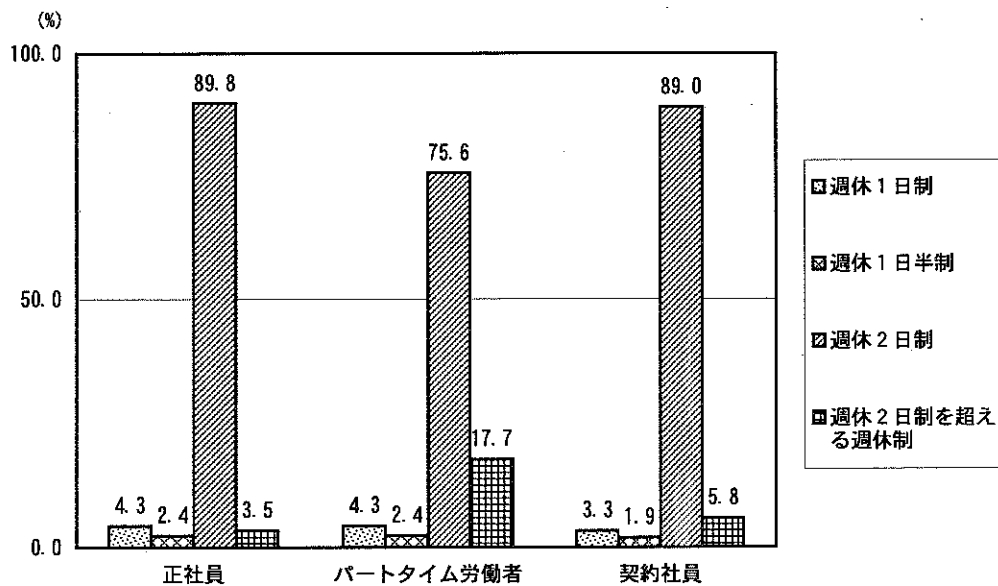
(パートタイム労働者)

区 分	週休1日制	週休1日半制	週休2日制(a)	週休2日制を超える週休制(b)							週休2日制以上の週休制(a)+(b)
				完全	月3回	隔週	月2回	月1回	その他		
全 体	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
平成19年	5.7	3.3	81.1	57.9	4.1	5.3	4.8	0.7	8.4	9.8	90.9
平成20年	4.3	2.4	75.6	59.5	4.1	3.0	2.6	1.0	5.5	17.7	93.3
(労組あり)	2.1	3.0	74.6	62.6	2.8	2.4	1.5	0.4	4.9	20.3	94.9
企業規模											
30人～99人	5.3	2.6	75.4	55.9	5.1	4.1	3.8	1.3	5.1	16.7	92.1
100人～499人	4.8	1.4	78.4	60.2	4.0	3.1	2.3	1.4	7.4	15.3	93.7
500人～999人	4.1	3.1	71.1	61.9	3.1	1.0	-	-	5.2	21.6	92.7
1000人以上	0.8	2.9	73.9	67.6	1.7	0.4	0.4	-	3.8	22.3	96.2
産業分類											
建設業	9.7	-	71.0	58.1	3.2	6.5	-	-	3.2	19.4	90.4
製造業	1.5	1.2	89.6	60.2	10.7	3.7	4.3	1.2	9.5	7.6	97.2
情報通信業	-	-	87.9	84.8	-	-	3.0	-	-	12.1	100.0
運輸業	1.2	1.2	84.9	59.3	3.5	2.3	4.7	2.3	12.8	12.8	97.7
卸売・小売業	6.7	1.0	73.3	62.7	2.3	2.7	1.0	1.0	3.7	19.0	92.3
金融・保険業	-	-	67.9	67.9	-	-	-	-	-	32.1	100.0
不動産業	6.3	-	75.0	75.0	-	-	-	-	-	18.8	93.8
飲食店、宿泊業	8.5	10.2	52.5	35.6	-	5.1	-	-	11.9	28.8	81.3
医療、福祉	2.6	4.8	65.8	54.5	1.7	1.7	3.0	1.3	3.5	26.8	92.6
教育、学習支援業	7.6	7.6	68.2	51.5	1.5	9.1	3.0	3.0	-	16.7	84.9
複合サービス事業	5.3	5.3	89.5	89.5	-	-	-	-	-	-	89.5
サービス業	6.9	1.2	70.5	59.5	2.9	2.3	2.3	-	3.5	21.4	91.9

(契約社員)

区 分	週休1日制	週休1日半制	週休2日制 (a)	週休2日制を越える週休制 (b)							週休2日制を越える週休制 (b)	週休2日制以上の週休制 (a) + (b)
				完全	月3回	隔週	月2回	月1回	その他			
全 体	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
平成19年	1.6	1.2	93.2	67.8	5.2	4.2	4.4	1.4	10.2	4.0	97.2	
平成20年	3.3	1.9	89.0	68.4	4.0	3.1	2.7	1.0	9.8	5.8	94.8	
(労 組 あ り)	3.3	2.7	87.0	68.1	2.7	3.0	1.7	0.3	11.3	7.0	94.0	
企業規模	30人～99人	4.2	3.0	86.1	66.7	5.9	3.8	3.0	2.5	4.2	6.8	92.8
	100人～499人	3.6	1.5	88.8	68.0	2.5	4.6	5.1	0.5	8.1	6.1	94.9
	500人～999人	-	1.3	89.9	70.9	3.8	2.5	1.3	-	11.4	8.9	98.7
	1000人以上	3.1	1.3	93.1	70.0	3.1	0.6	-	-	19.4	2.5	95.6
産業分類	建設業	6.3	-	90.6	75.0	3.1	-	-	9.4	3.1	3.1	93.7
	製造業	2.0	3.0	91.1	70.3	6.9	5.0	3.0	1.0	5.0	4.0	95.0
	情報通信業	-	-	97.5	92.5	2.5	-	2.5	-	-	2.5	100.0
	運輸業	6.2	3.1	76.9	46.2	6.2	4.6	4.6	-	15.4	13.8	90.7
	卸売・小売業	-	0.8	95.4	67.2	5.3	2.3	0.8	-	19.8	3.8	99.2
	金融・保険業	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0
	不動産業	-	-	100.0	75.0	25.0	-	-	-	-	-	100.0
	飲食店、宿泊業	-	-	92.3	23.1	-	7.7	7.7	-	53.8	7.7	100.0
	医療、福祉	5.3	1.3	85.5	63.2	-	5.3	3.9	1.3	11.8	7.9	93.4
	教育、学習支援業	6.9	8.6	75.9	51.7	-	8.6	6.9	1.7	6.9	8.6	84.5
複合サービス事業	-	20.0	80.0	80.0	-	-	-	-	-	-	80.0	
サービス業	5.2	-	88.8	78.4	4.3	-	1.7	0.9	3.4	6.0	94.8	

図3-1 就業形態別の週休制



(2) 年間休日日数

年間休日日数をみると、「正社員」では111.2日となっており、企業規模別では「1000人以上」が116.1日と最も多く、企業規模が大きくなるにつれ日数が多くなっている。

産業別では、「複合サービス事業」が122.7日と最も多く、次いで「情報通信業」120.8日、「金融・保険業」120.3日の順となっている。

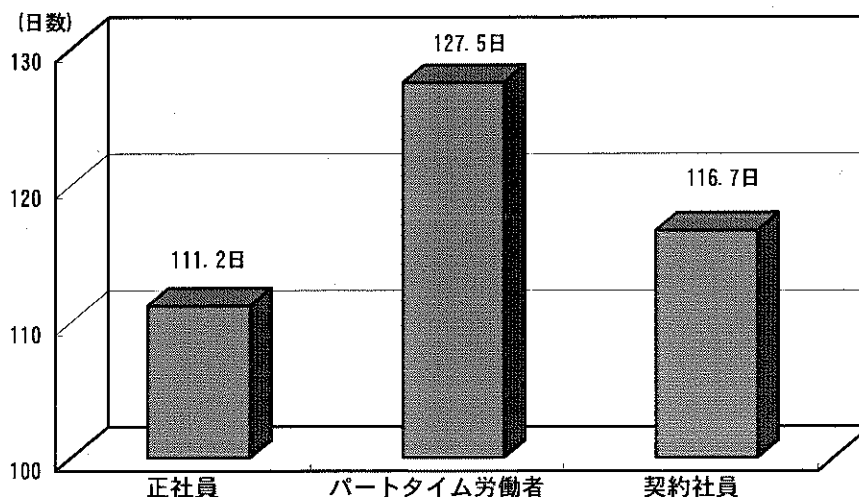
また、パートタイム労働者では127.5日、契約社員では116.7日となっている。

これを産業別にみると、「パートタイム労働者」では「金融・保険業」150.8日、「医療、福祉」138.2日、「建設業」136.4日の順となっている。契約社員では「複合サービス事業」が121.8日、「情報通信業」121.4日、「サービス業」120.2日の順となっている。

表3-2 年間休日日数

区 分		休日日数			
		集計事業所数 件	正社員 日	パートタイム 労働者 日	契約社員 日
全 平 平 (労 組 あ り)	成 19 体	1,832	110.5	120.8	115.5
	成 20 年	2,249	111.2	127.5	116.7
		778	114.8	127.5	116.2
企 業 規 模	30 人 ~ 99 人	1,077	107.9	127.0	118.2
	100 人 ~ 499 人	586	112.5	127.6	116.7
	500 人 ~ 999 人	179	115.0	127.4	115.7
	1000 人 以 上	407	116.1	128.9	115.1
産 業 分 類	建 設 業	99	114.6	136.4	115.9
	製 造 業	463	112.1	119.0	119.8
	情 報 通 信 業	92	120.8	128.4	121.4
	運 輸 業	186	105.0	124.0	109.8
	卸 売 ・ 小 売 業	486	111.2	120.5	116.8
	金 融 ・ 保 険 業	66	120.3	150.8	120.1
	不 動 産 業	30	115.4	130.3	113.6
	飲 食 店 , 宿 泊 業	88	101.6	125.6	103.5
	医 療 , 福 祉 社	304	107.3	138.2	115.4
	教 育 , 学 習 支 援 業	107	112.8	132.7	113.2
	複 合 サ ー ビ ス 事 業	20	122.7	121.6	121.8
	サ ー ビ ス 業	308	112.5	133.9	120.2

図3-2 就業形態別の年間休日日数



(3) 年次有給休暇

正社員の年次有給休暇付与日数を企業規模別にみると、「1000人以上」が19.41日で最も多く、企業規模が大きくなるにつれ多くなっている。パートタイム労働者も「1000人以上」が13.66日で最も多く、企業規模が大きくなるにつれ多くなっている。契約社員では、「1000人以上」が17.21日で最も多く、次いで「100人～499人」が14.01日となっている。

取得状況をみると、取得日数は、「契約社員」9.44日、「正社員」8.52日、「パートタイム労働者」7.72日の順となっているが、取得率では「契約社員」が60.0%と最も高く、次いで「パートタイム労働者」59.3%、「正社員」48.6%の順となっている。

【お知らせ】

労働基準法が改正され、平成22年4月1日からは、**年次有給休暇を時間単位で取得できるようになります。**

○ 現行では、年次有給休暇は日単位で取得することとされていますが、事業場で労使協定を締結すれば、1年に5日分を限度として時間単位で取得できるようになります。

○ 年次有給休暇を日単位で取得するか、時間単位で取得するかは、労働者が自由に選択することができます。

表3-3 年次有給休暇付与・取得日数

(正社員)

区分	集計事業所数	付与した労働者数	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率
全	件	人	日	日	%
平成19年	1,816	124,914	18.00	8.79	48.8
平成20年	2,219	143,372	17.53	8.52	48.6
(労組あり)	773	81,801	18.95	9.52	50.2
企業規模					
30人～99人	1,060	28,077	15.57	7.33	47.0
100人～499人	576	41,224	16.34	7.79	47.7
500人～999人	177	17,364	17.39	8.02	46.1
1000人以上	406	56,707	19.41	9.79	50.5
産業分類					
建設業	99	8,731	18.06	5.41	29.9
製造業	461	38,011	18.65	9.36	50.2
情報通信業	91	10,696	18.27	10.92	59.8
運輸業	184	11,099	17.44	11.55	66.2
卸売・小売業	477	23,160	17.43	7.15	41.0
金融・保険業	63	3,442	18.32	8.29	45.2
不動産業	28	2,750	17.17	7.05	41.0
飲食店、宿泊業	86	710	15.62	4.36	27.9
医療、福祉	303	23,902	16.12	8.38	52.0
教育、学習支援業	105	5,479	19.33	6.51	33.7
複合サービス事業	20	792	18.97	13.38	70.5
サービス業	302	14,600	15.49	7.55	48.7

(パートタイム労働者)

区分	集計事業所数	付与した労働者数	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率
全	件	人	日	日	%
平成19年	1,193	25,319	11.73	7.71	65.7
平成20年	1,534	27,110	13.03	7.72	59.3
(労組あり)	508	13,981	13.66	8.88	65.0
企業規模					
30人～99人	754	5,171	12.27	6.30	51.4
100人～499人	399	8,538	12.70	7.48	58.9
500人～999人	111	2,819	13.02	9.62	73.9
1000人以上	270	10,582	13.66	8.10	59.3
産業分類					
建設業	33	62	14.08	7.95	56.5
製造業	338	4,341	13.86	9.05	65.3
情報通信業	33	300	13.36	11.25	84.2
運輸業	98	1,299	14.01	9.29	66.3
卸売・小売業	321	9,363	13.27	8.14	61.4
金融・保険業	30	376	14.42	6.21	43.1
不動産業	17	329	14.15	11.09	78.4
飲食店、宿泊業	84	908	10.78	5.18	48.1
医療、福祉	285	5,483	12.39	6.22	50.2
教育、学習支援業	79	1,120	12.79	6.35	49.7
複合サービス事業	19	154	12.93	7.83	60.6
サービス業	197	3,375	12.31	7.32	59.5

(契約社員)

区 分	集計事業所数	付与した労働者数	平均付与日数	平均取得日数	平均取得率
全 体	件	人	日	日	%
平成19年	530	7,599	13.58	8.57	63.1
平成20年	705	11,761	15.74	9.44	60.0
(労 組 あ り)	315	7,672	16.61	10.35	62.3
企業規模					
30人～99人	248	1,342	13.78	7.06	51.3
100人～499人	203	2,725	14.01	8.57	61.2
500人～999人	83	1,138	13.80	6.99	50.7
1000人以上	171	6,556	17.21	10.71	62.3
産業分類					
建設業	33	564	16.98	6.55	38.6
製造業	101	941	14.12	6.89	48.8
情報通信業	40	411	13.28	9.34	70.3
運輸業	73	991	14.03	8.68	61.9
卸売・小売業	138	4,776	18.15	12.59	69.3
金融・保険業	29	198	16.56	10.61	64.1
不動産業	8	169	15.15	10.72	70.8
飲食店、宿泊業	15	79	13.39	3.37	25.1
医療、福祉	82	1,069	12.80	4.99	39.0
教育、学習支援業	61	794	13.64	6.32	46.3
複合サービス事業	5	3	15.00	10.00	66.7
サービス業	120	1,766	14.05	7.77	55.3

図3-3 就業形態別の平均取得日数

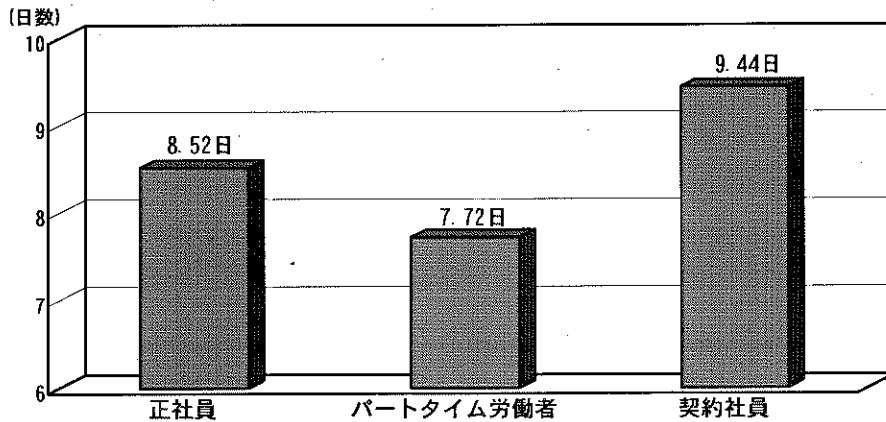
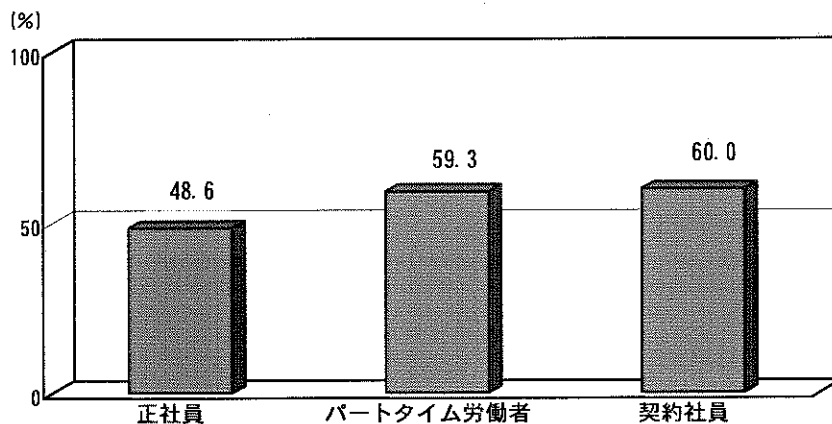


図3-4 就業形態別の平均取得率



4 育児休業制度

(1) 育児休業制度の規定について

育児休業制度について、就業規則等で規定が「ある」は85.5%で、「ない」は14.5%となっている。企業規模別に「ある」とした事業所についてみると、「1000人以上」が99.3%と最も高く、次いで「500人～999人」97.2%で、企業規模が大きくなるにつれ高くなっている。また、制度適用の期間についてみると、「法定期間」(原則満1歳まで)では、「100人～499人」が91.8%と最も高いが、「満2歳まで」以上でみると、「1000人以上」が「満2歳まで」12.6%、「満3歳まで」14.6%、「それ以上」5.2%といずれも最も高かった。

産業別に「ある」とした事業所をみると、「複合サービス事業」が100.0%と最も高く、次いで「金融・保険業」97.0%、「教育、学習支援業」93.5%の順となっている。

また、産業別に、就業規則等で規定が「ない」とした事業所をみると、「飲食店、宿泊業」が23.9%と最も高く、次いで「運輸業」21.5%、「建設業」21.2%の順となっている。

【注意】

就業規則等の規定の有無に関わらず、事業主に申し出ることにより、子が1歳(一定の場合には1歳6か月)に達するまでの間、育児休業を取得することができます。(一定の範囲の期間雇用者も対象となります。)

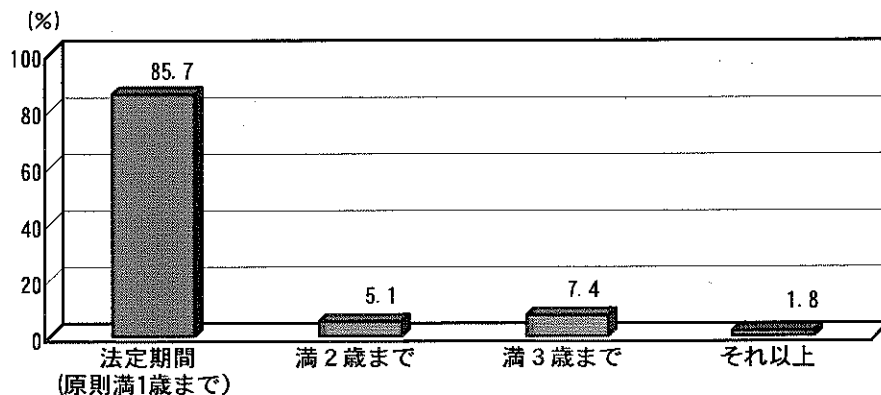
事業主は、要件を満たした労働者の育児休業の申出を拒むことはできません。(但し、労使協定で対象外にできる場合があります。)

また、事業主は育児休業の申出をしたこと又は取得したことを理由として労働者に対し、解雇やその他不利益な取扱いをしてはなりません。

表4-1 育児休業制度の規定の有無

区分	集計事業所数	ある	法定期間 (原則満1歳まで)				ない
			法定期間 (原則満1歳まで)	満2歳まで	満3歳まで	それ以上	
全体	2,249	85.5	85.7	5.1	7.4	1.8	
平成20年 (労組あり)	778	95.5	75.2	10.1	11.3	3.4	
企業規模							
30人～99人	1,077	74.2	90.9	2.0	6.1	1.0	
100人～499人	586	93.3	91.8	3.5	3.8	0.9	
500人～999人	179	97.2	85.1	7.5	7.5	-	
1000人以上	407	99.3	67.6	12.6	14.6	5.2	
産業分類							
建設業	99	78.8	88.5	3.8	5.1	2.6	
製造業	463	81.6	93.4	2.9	2.6	1.1	
情報通信業	92	90.2	88.0	8.4	2.4	1.2	
運輸業	186	78.5	82.9	9.6	7.5	-	
卸売・小売業	486	85.6	87.5	4.6	5.0	2.9	
金融・保険業	66	97.0	54.7	32.8	4.7	7.8	
不動産業	30	90.0	85.2	-	14.8	-	
飲食店、宿泊業	88	76.1	91.0	1.5	6.0	1.5	
医療、福祉	304	92.4	89.3	0.7	10.0	-	
教育、学習支援業	107	93.5	82.0	5.0	12.0	1.0	
複合サービス事業	20	100.0	30.0	-	70.0	-	
サービス業	308	85.7	79.9	6.1	11.0	3.0	

図4-1 育児休業の利用可能期間



(2)育児休業の利用状況

平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間に、出産した労働者、または配偶者が出産した労働者のうち、平成20年7月31日までの間に育児休業を開始した者(開始予定の申出をした者を含む)の割合は、「女性」86.1%、「男性」0.9%となっている。企業規模別にみると、「500人～999人」の「女性」92.4%、「30人～99人」の「男性」1.4%が最も高くなっている。

産業別にみると、「女性」では「情報通信業」が95.5%と最も高く、「金融・保険業」95.1%、「不動産業」92.3%の順で、「男性」では「卸売・小売業」が2.3%と最も高く、「医療、福祉」1.8%、「金融・保険業」1.4%の順となっている。

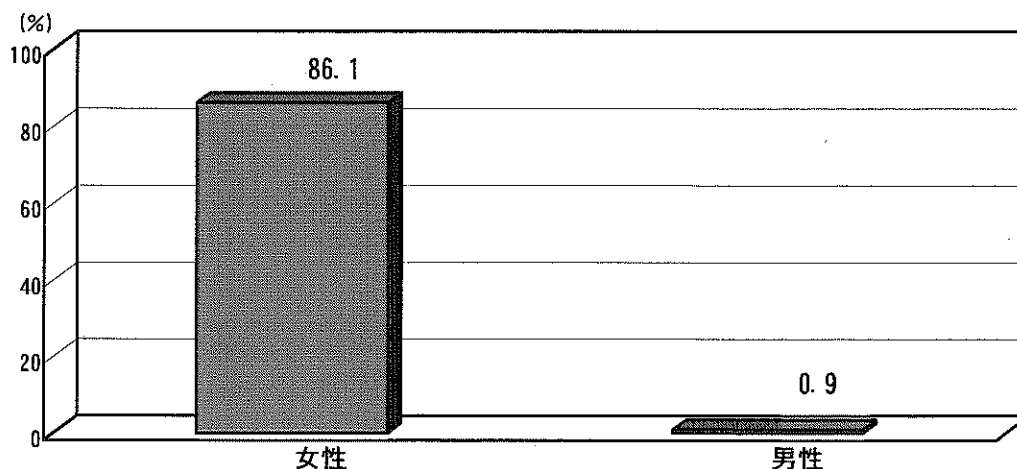
表4-2 育児休業取得率

区 分	集計事業所数	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで の出産者(注1)		うち、平成20年7月31日 までの間に育児休業を 開始した者の率(注2)	
		女性	男性	女性	男性
全 体	件	人	人	%	%
平成20年 (労組あり)	2,249	1,298	3,251	86.1	0.9
	778	679	1,797	89.5	1.2
企業規模					
30人～99人	1,077	225	553	73.3	1.4
100人～499人	586	410	885	87.3	0.6
500人～999人	179	237	418	92.4	-
1000人以上	407	426	1,395	88.3	1.2
産業分類					
建設業	99	29	303	89.7	-
製造業	463	203	911	87.7	0.5
情報通信業	92	88	298	95.5	-
運輸業	186	30	290	90.0	1.0
卸売・小売業	486	178	473	78.7	2.3
金融・保険業	66	41	69	95.1	1.4
不動産業	30	26	72	92.3	-
飲食店、宿泊業	88	10	30	50.0	-
医療、福祉	304	511	271	87.7	1.8
教育、学習支援業	107	57	111	75.4	-
複合サービス事業	20	12	31	91.7	-
サービス業	308	113	392	82.3	1.3

(注1) 男性の場合は配偶者が出産した者

(注2) 育児休業の開始予定の申出をした者も含む

図4-2 育児休業取得率



(3) 育児休業以外の育児のための援助制度

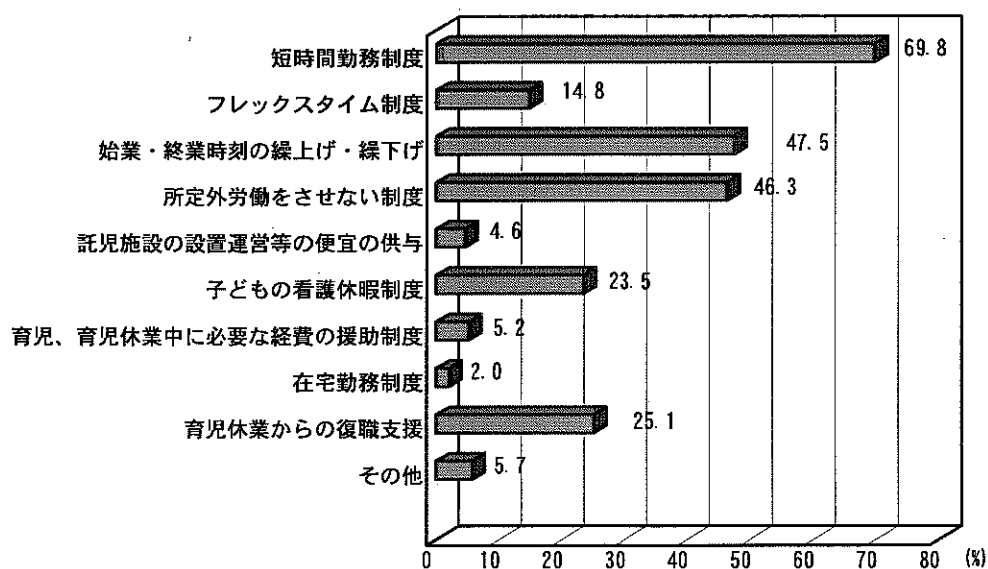
育児休業以外の育児のための援助制度については、「短時間勤務制度」が69.8%と最も高く、次いで「始業・終業時刻の繰上げ・繰り下げ」47.5%、「所定外労働をさせない制度」46.3%の順となっている。

表4-3 育児のための援助制度

区分	複数回答有	
	件数	割合
集計事業所数	1,624	件
短時間勤務制度	69.8	%
フレックスタイム制度	14.8	%
始業・終業時刻の繰上げ・繰り下げ	47.5	%
所定外労働をさせない制度	46.3	%
託児施設の設置運営等の便宜の供与	4.6	%
子どもの看護休暇制度（注）	23.5	%
育児、育児休業中に必要な経費の援助制度	5.2	%
在宅勤務制度	2.0	%
育児休業からの復職支援	25.1	%
その他	5.7	%

（注）法定休日（小学校就学前の子につき、1年度において5日を限度）を超える制度がある場合

図4-3 育児のための援助制度



ひとつ「働き方」を変えてみよう!

カエル! ジャパン

Change! JPN 

大阪府

総合労働事務所 平成21年3月発行

〒540-0033 大阪市中央区石町2-5-3 エルおおさか南館3F

TEL06(6946)2606(直通)

<http://www.pref.osaka.jp/sogorodo/>